

## おいらせ町議会 平成30年第3回定例会記録

おいらせ町議会 平成30年第3回定例会記録				
招集年月日	平成30年9月4日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成30年9月4日 午前10時02分 議長宣告			
散 会	平成30年9月4日 午後 3時02分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	澤 上 勝	2 番	澤 上 訓
	3 番	木 村 忠 一	4 番	高 坂 隆 雄
	5 番	田 中 正 一	6 番	平 野 敏 彦
	7 番	檜 山 忠	8 番	馬 場 正 治
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	西 舘 秀 雄
	13 番	佐々木 光 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	川 口 弘 治	16 番	西 舘 芳 信
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	泉 山 裕 一	分庁サービス課長	松 林 政 彦
	企 画 財 政 課 長	成 田 光 寿	まちづくり防災課長	三 村 俊 介
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 田 常 男
	環 境 保 健 課 長	柏 崎 勝 徳	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	西 舘 道 幸	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠	会 計 管 理 者	赤 坂 千 敏
	病 院 事 務 長	小 向 博 明	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	田 中 貴 重
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	泉 山 裕 一
	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 舘 道 幸
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	小 向 正 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	高 橋 勝 江
	主任 主 査	袴 田 光 雄		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	報告第6号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	2	報告第7号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	3	報告第8号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
議 員 提 出 議 案 の 題 目				
開 議	午前10時02分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	2 番	澤 上	訓	議 員
	3 番	木 村	忠 一	議 員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
	西館議長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>開会に先立ちまして、町民憲章の唱和について、皆様方をお願いいたします。</p> <p>おいらせ町が誕生して10年を経過し、おいらせ町におけるまちづくりの目標であります町民憲章の確認と普及・推進を趣旨として、昨年の定例会から議場におられる皆さんで町民憲章を唱和しております。</p> <p>今定例会でも皆さんで町民憲章を唱和してから、会議を開きたいと思います。</p> <p>ご理解とご協力をお願いします。</p> <p>それでは事務局長の音頭で進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
	議会事務局長 (小向正志君)	<p>それでは、ご起立願います。</p> <p>議員及び傍聴者の皆様のお席に配付しております町民憲章を印刷した紙をごらんください。</p> <p>私がおいらせ町町民憲章とタイトルを読み上げますので、引き続き前文からご唱和、お願いします。</p> <p>「おいらせ町 町民憲章」を唱和。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>改めまして、おはようございます。</p> <p>議会開会前に、一般質問について若干ご説明申し上げます。</p> <p>本日は3人の一般質問が予定されております。質問時間は60分以内としております。時間制限の5分前には、次のように呼び鈴を鳴らします。</p> <p>また、60分に達しますと、次のようにベルを鳴らします。</p> <p>このベルが鳴りましたら、速やかに質問を終了願います。</p> <p>それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。ご着席ください。</p>
会議成立 開議宣告	西館議長	<p>ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p>

		(開会時刻 午前10時02分)
議事日程報告	西館議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
一般質問	西館議長	日程第1、一般質問を行います。 抽選順に発言を許します。 1席、2番、澤上 訓議員の一般質問を許します。2番、澤上 訓議員。
質疑	2番 (澤上 訓君)	2番の澤上です。議長のお許しを得て通告に従い一問一答方式により一般質問させていただきます。 私、これまで一般質問でトップバッターというのは今回初めてございまして、抽選を通ったというところに運があるのかなみたいなの、そういう思いでこの場に立っております。1番バッターの役割とすれば、野球ではランナーに出ることなんですけれども、そして、その後の方々にタイムリーを打ってもらおうと、そういう思いで一般質問に入らせていただきます。 9月といえば、スポーツの秋、そして、おいらせ百石まつり、おいらせ下田まつりが開催される秋祭りシーズンであります。 しかし、一方では、台風シーズンでもあり、ことし7月、西日本を襲った記録的豪雨による災害が発生しており、台風による災害が心配される場所でもあります。 私たちの町にも奥入瀬川が流れており、河川の氾濫等も考えられ、地震ばかりではなく大雨等による自然災害の恐ろしさを改めて感じている場所でもあります。 当地域には、何事もないことを願い、それでは、1の6月議会における一般質問での町長答弁について質問させていただきます。 6番、平野議員が質問した「町長の言う無駄遣いは何を指しているのか」の問いで、その中でも町民プールを挙げておりました。 そこで、(1)町民プールは、無駄な施設であるという見解についていま一度、お伺いしたいと思います。
	西館議長	町長。

<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>先ほど、澤上議員から、災害が起きて我が町にその被災が移ってこなければいいなという思いのお話がありました。私も同感でありまして、町の売り込みの材料として、我が町は雪も少ないし、平野であるんで災害はそんなに起きない。ですから、おいらせ町に住んでほしいというような、町を売り出すために職員たちと今、一生懸命頑張っておりますので、その災害が私たちはないもの、少ないものと思っているのに、災害に襲われると、大変考えが戸惑ってしまいますので、ぜひ災害が来ないことを祈っております。</p> <p>そういうことで、澤上議員と同じく、我が町は災害の少ない町であるということキャッチフレーズとしてこれからも続けていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、1席、2番、澤上 訓議員のご質問にお答えします。</p> <p>6月議会の平野議員の一般質問に対し、町民プールについて答弁しておりますが、その内容は、「年間にかかる町民プールの維持管理費の中に無駄な部分があるのでは、あれば縮減することができるのでないか」という趣旨のものであります。</p> <p>今後もこのプールを町民のために生かしていけるかどうか、利用率の推移を見守りながら考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長  2番 (澤上 訓君)</p>	<p>澤上議員。</p> <p>わかりました。町民プールについての前回の答弁の中では、維持管理費が年間1,300万円かかるというふうな部分でそういう維持管理費、もう少し削減できるようなという意味での回答だったと思います。</p> <p>さらにもう一つあるんですけども、町民プールが100%利用されるとよいがというふうな、ちょっと何と申しますか、利用されなければ無駄が生じる場所もあるんじゃないかというふうなことも言われておりました。この100%のほうについては次の質問のほうで再質問したいと思いますけれども、まず、日本という国は、島国で四方が海に囲まれ多くの河川が流れる水に恵まれた国である一方で、自然災害が多い国であることは町長もご存じ</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>であると思います。学校の水泳の授業は、子供たちにとって、もしもの水難事故に対応できるようにみずからの命はみずから守るという命の大切さを教育する場でもあります。これについてはどのようにお考えでしょうか。</p> <p>町長。</p> <p>子供たちの命、あるいは大人でもそうでしょうけれども、水難事故に遭うということは大変不幸なことでありますので、そういうことが起きないようにしなければなりません。私たちも子供のときは、今みたいでないんですけども、奥入瀬川がもっとゆったり流れていたときには、やはり川で水遊びした思い出がありますけれども、やはり河川改修によりまして川が直線的になったら大変流れが速くなって、とてもじゃないが、子供でも大人でも川で遊ぶ、あるいは川に入るというのは不可能になってきているのではないのかなという気がしております。</p> <p>また、いいことに文部科学省でも各学校にプールをつくれという指導があつて、旧下田、旧百石町でも各小学校にはプールがあった、あるいはまた、中学校でもプールのあったところもありました。しかし、中学生になると、なかなかプール入りたがらないということですね、利用率が下がったことを記憶しております。</p> <p>そういうことで、小学生の方々は、まだプールの利用率が高いと思います。</p> <p>次の質問になりますけども、そういう部分で中学生の利用率を見ますと、やはり少ないんですよ。</p> <p>ところで、その危険な考えについてはどう思うんですかということですけども、いろんな部分で危ない思いをさせたくないというのはわかりますし、その中で学校のプールを使えばいいでしょうということがあります。あるいはまた、学校のプールのないところを、しからばどうすればいいのかという考えも澤上議員もあろうかと思えます。</p> <p>ところが、町民プール開設したら、本当に残念なことに、私にとっては残念ですけども、各小学校の管理業者が見当たらない、昨年までちゃんと引き受けてくれた業者が、ことしはそれを辞退してしまったということで、木内々小学校、下田小学校の夏休み</p>
-----------	-----------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>西館議長 2番 (澤上 訓君)</p>	<p>中は、子供たちは監視員がいないからプールに入れないということで、嫌々ながら町民プールに行かざるを得なかったという結果も出ているので、そういう部分でも使えるプールを使えないということは残念だしなという気はしていますので、今後、来年に向けて管理者の選定についても少し考えていかなければならないし、これから2回目の質問のほうで教育長のほうからも答弁があると思いますけども、いろんな部分でその利用率の問題もどうなるのか、私もまだ心配しているところもあります。</p> <p>と申しますのは、やはり新しいプールができるということは、これは何でもそうでしょうけれども、新しいものには人は集まるでしょうけれども、物珍しさもあって行くと思うんですけども、なかなか来なくてくると、その利用率がどう進んでいくのか、先ほど担当から聞いたら、耐用年数は30年以上あるんでないかということですね。ことしは大変利用率が高いんですけども、それが30年平均して続いてくれれば大変うれしいことですけども、この後、どうなっていくのか、その利用率の維持を今年度みたいに続けていくようなことを私初め、担当者の方々も研究しながら、ぜひ毎年、こういう状況が続けばいいがなという思いはしております。</p> <p>そういうことで、事故に関しても心配ですし、また、そういう部分では、確かに町民プールを利用して事故が減るということは大変ありがたいと思っていますので、そういうことで、また答弁漏れがあったら再度聞いてくださればいいと思います。</p> <p>これで答弁を終わります。</p> <p>澤上議員。</p> <p>嫌々ながら町民プールに通った子供たちがいたというふうな話、今初めて聞きました。</p> <p>現在、百石地区には学校プールはございません。よって、近年の猛暑により、子供たちは涼しさを求めて海のほうへ向かうことも予想されます。過去にもそういう実態があります。そのために、プールの建設について親からの要望も多かったということも理解していただけるのかなと思います。</p> <p>次に、下田地区には学校プールはありますけども、年数も相当</p>
-----------	--------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>経過していると、老朽化が目立ってきているというふうなことを聞いております。それらのプールも、数年になるのか、10年後になるのかちょっとわかりませんが、利用できなくなってくるというふうに考えております。各学校にプール建設をという発想は、もう今の時代は合わないというふうに私も考えております。バスの配車計画をすることによって町民プールを学校の授業として利用することで、今後のプール建設をしなければならないというコストもかからなくなるだろうし、老朽化したプールは、今後は廃止していくという考え方で、町民プール一本化で進めていくという考え方に対しては、どうお考えでしょうか。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>バスで送り迎えする、そしてまた、古い小学校のプールとかは使えなくなるという想定のもとにお話ししておりますけれども、やはり私もそのとおりだと思います。</p> <p>ただ、バスで送り迎えするとなると、近隣に夏冬なく使える温水プールもあるわけですね。そうすることになると、そちらのほうに日程等、事情等聞いて、もしおいらせ町の要望が通るのであれば、そちらにも借りて利用させる方法も一考ではないのかなという気もしております、果たして町民全域の学校が通しであそこへ利用するとなると、少し狭いのではないのかなという気もしております、改めて今、各学校は利用できるところは利用するということですが、それがなくなるということを想定しますと、やはりバスで送り迎えしただけではちょっとプールが狭くて、また利用率を下げざるを得ない部分もあるのかなという気がしております。幸い、我が町は町の人誰でもいつも言っていることですが、3市に囲まれた大変立地条件がいいわけですから、そういう部分ではプールを持っている市町村、あるいはまた民間でもプールを運営している組織もあるわけですから、そういう部分も使えば、何とか消化できる部分もあるのかなという気がしております。</p> <p>実は、先ほど澤上議員がおっしゃったように、旧下田は木ノ下中学校、立派なプールがありました。しかし、私は記憶にあるん</p>
-----------	-----------------------------------	--



		<p>ですけれども、使わないから要らないということでたしか町予算、800万円ぐらい使って壊したんですけれども、何に使ってもいいから壊すべきでないというのが私の提案でしたけれども、壊してしまって今は更地というんですか、校庭になっておりますけれども、そういう部分で時代の流れとともに必要度あるいは利用度が減っていくと、そういうことも起きるかもしれませんし、また、子供が減っていくということで利用度、管理料に合わせて使用する組織が費用対効果からいくと、管理するのも大変だから要らないという時代が来るかもしれません。そのときはその都度、考えればいいわけですけれども、ここ二、三年はそういう状態にはならないのかなという気がしておりますから、まだそんなに心配しておりませんけれども、ただ、そういうふうになると、今、町民プールが果たして収容能力的に十分なのかなという気もしておりますので、そういう部分はまた将来、考えなければならぬ検討課題かなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>澤上議員。</p> <p>実は私たちは、当時、総務文教常任委員会で北海道のほうへ視察に行ってきたわけなんですけれども、その際に、江別の中学校が、今の我々がつくってあるプールの大きさよりちょっと小さ目で、生徒が1,000人以上なんですよ。その場でそれを全部使っていると、利用できているということですので、使い方によれば、何も不可能ではなくて可能ではないのかなというふうな気がしております。</p> <p>それから、学校のほうの授業の関係では、今、プールというのはどういう位置づけになっているんでしょうか、教育長。</p> <p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>学習指導要領には、体育に充てる時間、週大体3時間というふうに決められている数字はありますけれども、個別の種目ごとに何時間以上やれはという定めはございません。ですから。各学校の担</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 訓君)</p>	
答弁	<p>西館議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 訓君)</p>	<p>当者の考え方で年間計画を定めて授業を進めているところであり ます。</p> <p>澤上議員。</p> <p>わかりました。</p> <p>ということは、担当者によってはプールは必要がないというふう にも、そういう意見を出す方もいらっしゃるということでしょう か。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>あくまでも学校は、学習指導要領にのっとって授業を進めてい くこととなりますので、それぞれの種目について取り組んでいる ところですが、担当者のほうはプールとか、水泳の指導は要らな いという言い方はしません。学校の設備に合わせて体育の授業を 進めているところですので、全く不要とか、必要とかということ は言わないということです。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 訓君)</p> <p>西館議長</p>	<p>澤上議員。</p> <p>それこそ危機的な状況になってきているような気がするわけ でございます。やっぱり水というのは、我々人間は、ふだん入っ ているわけでない、風呂につかっていると違って、例えば海とか 川とかに入って、あつという瞬間がもう溺れるような状況になっ たときに、少しでも泳ぎをわかっている子供たちは、10分でも 20分でも30分でも生き長らえる努力ができるわけございま して、昔から学校の授業の中にプールがあるというのは、やは りそういう意味での教育という部分で非常に大きく比重を占め ていたのではないのかなと私は今、考えるわけでございます。</p> <p>では次に、おいらせ町では、健康長寿青森県一を目指すという 思いから中高年に対して膝、腰、足首に負担のかからない水中ウ ォーキングや泳ぎによる健康づくりを奨励していくという、こ ういう考え方にはどうお考えでしょうか。</p> <p>ちょっと通告から離れているという部分もありますので、担当</p>

答弁	社会教育・体育課長 (田中貴重君)	<p>部局、答えられるのであれば。 社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。 町民プールのオープンにより、気軽にスポーツを楽しむことと喜びを体験できるようになったと思っております。そして、町民の方々が、生涯にわたり、健康で明るく豊かな生活を送ることができ、健康増進にこれからもつながっていくものと考えております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	西館議長  2番 (澤上 訓君)	<p>澤上議員。</p> <p>大変ある意味、成果がすごく大きく出てきているというふうに私は感じました。</p> <p>町民プールは、子供たちに命の大切さを教育する場でもあり、また今後のプール建設のコストもかからない。そして、中高年にとっては健康づくりの場にもなる。これらを総合的に考えた場合、町長が言う無駄な施設にはならないのではないかと私は考えます。むしろ、必要な施設ではないでしょうか。この考え方に対してひとつお願いします。</p>
答弁	町長 (成田 隆君)	<p>考え方が少し違いますけども、先ほども答弁しましたけれども、ことし1年あるいは半年だけで成果をまだ判断できないと思いますので、ここしばらく、3年、5年たつてその経過が今と同じにずっと年間1万人近くの方が利用するということでありますんで、それが続いてくださり、あるいはまたお年寄りの方々、そして、健康に不安のある方々もプールにつかって歩く練習、あるいは子供たちは子供たちで水に親しむということであれば、それ相応の成果も出ると思います。</p> <p>何はともあれ、私はこのプールができ上がってから当選させてもらっている部分で、議会で承認されたことは私は否定はしないということで考えを持っておりますので、皆さんがよかれ悪かれ、反対した議員もあるようですけども、議会として決断してつくったプールですんで、私に与えられた使命としては、いかに</p>

		<p>できてしまったものを有効に活用するかということはお忘れありませんので、その辺も理解しながら議員の方々にもご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。</p>
質疑	<p>西館議長 2番 (澤上 訓君)</p>	<p>澤上議員。</p> <p>少し町長も認識を変えられたのかなというふうな感じで受け取りました。</p> <p>次に、(2)の6月オープンしてからの利用状況についてお伺いしたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長 教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>6月のオープンから8月末までの3カ月間の利用状況であります。利用者の総数がおよそ9,600人となっております。平均しますと、1日当たり約100人が利用しております。男女別の割合は、男性46%、女性54%となっております。町内と町外の割合ですけれども、町民が78%、町外の方の利用は22%であります。</p> <p>また、時間帯別の割合ですが、午前の部は36%、午後の部は42%、夜間の部は22%という状況であります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長 2番 (澤上 訓君)</p>	<p>澤上議員。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今聞いてびっくりしたんですけれども、9,600人ぐらいの方々が利用されているということです。この数字、私は全く予想しておりませんでした。何か徐々に、私が伺ったところでは、6月の段階では1,300人ぐらいで、7月には4,000人、8月には3,600人という、そういう数字を聞いていました。これはやっぱりだんだん口コミとかいろいろなので広まった部分もあるのかなというふうな気もしているわけなんですけれども、そのうちの町が主催して行って事業というのは行っているのか</p>

		<p>どうなのか。行っているとすれば、どのような内容のものなのか。</p> <p>あとは、小学校の授業として利用した部分については、どのような状況になっているのか、それを教えてください。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>社会教育・体育課長 (田中貴重君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>町の主催事業といたしましては、町民プールを利用いたしましてアクアビクスという水中の中で運動するものを8月末まで6回実施しております。</p> <p>次に、学校の利用でありますけども、町内の小学校4校が利用しております、計15回、授業として小学校が利用しております。</p> <p>参考までに、木内々が6回、甲洋4回、百石3回、下田小学校2回となっております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 訓君)</p>	<p>澤上議員。</p> <p>大変それなりに活動、アクアビクスも6回開催したと。このアクアビクスに関しては、これは中高年の参加率というのでしょうか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>社会教育・体育課長 (田中貴重君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>現在のところ、詳しい数字までは手元ございませんけども、担当職員から聞いたところによりますと、やっぱり年齢層の高い方の参加率が高い。要は割合が高いというふうに聞いております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 訓君)</p>	<p>澤上議員。</p> <p>まず、9,600人という数字と、それから小学校がこうして15回ほど利用されていると。まだまだ利用しようと思えばでき</p>

		<p>る、この数字もまた来年、上がっていくのかなという気もしております。</p> <p>それから、アクアピクスに関しては、中高年がほとんど参加しているんだということで、やはり中高年の皆さんも健康づくりに相当意識して取り組んでいる方々が多いのかなという気がします。</p> <p>いつですか、ここ2日くらい前の「デーリー東北」の「こだま」欄に山崎さんが何か投稿していくたのを私、読んだんですけども、やっぱり健康というものを考えてみずから活動に参加して水泳をしているというふうなことの大変貴重な意見等も上がっております。</p> <p>やはり、これらのふたあけてみたらすごくいい反響じゃないのかなと私はそう考えるわけでございます。</p> <p>町長が100%利用というようなことを前回挙げておりましたけども、この100%利用というのは、どういう意味での100%と言ったのかなということをお聞きしたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>自分がしゃべっておりながら澤上さんの記憶のとおり、わたし、記憶していないんですけども、やはり当初想定したようにプールを利用してくださる方がということで、幾らが基準になるかわかりませんが、多くの方々が利用していただければという意味で100%という言葉を使ってしまったかもしれませんけれども、私もこの数字見て想定外に利用者が多いなという気がしておりますし、またその過程におきまして、やはり下田小学校、木内々小学校の管理業者が辞退したという部分も少しは影響あるのかなという気がしておりますし、また、どういうところで100%と言ったか、私も記憶は定かではありませんので、もう一度改めて思い直して、考え直して改めて後ほど澤上議員のところへ答弁しますので、ご了承ください。</p> <p>澤上議員。</p> <p>恐らく町長は、100%という数字よりは、もっとこれだけ利</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番</p>	

<p>答弁</p>	<p>(澤上 訓君)</p>	<p>用してほしいという思いも込めてそういう100%という数字を述べたのかもしれませんが、9,600ということになると、これはもう御の字ですね。私とすれば、利用率は最高だと思います。大変すばらしい数字だと思います。</p> <p>それから、中高年の方々へは、やはりアクアビクスだけでなく、それから小学生を対象にしても、例えば小学生の初心者の水泳教室であるとか、そこで水泳の技法を学ばせる、そういう機会を与えるとか、中高年の方々については、子供たちが学校に行っている時間帯の日中とか、授業を仕掛けたりして気軽に自由に健康づくりを行えるきっかけをつくってあげるなど、工夫をして行っていくことが非常に大事であるのかなと思いますので、ぜひそういったものに配慮した計画をお願いしたいなと思っております。いわゆる町からの積極的な仕掛けが必要な部分じゃないのかなというふうに考えております。これに関しての回答はよろしいです。</p> <p>次に、質問事項2の文部科学省の地域を支えていく人材を育成するモデル事業について質問させていただきます。</p> <p>8月2日付の「東奥日報社」並びに「デイリー東北新聞社」紙面に、文部科学省が公立学校と地元自治体や企業などと緊密に連携した推進体制づくりを促し、地域振興に関する実践的な授業を展開という、いわゆる地域を支えていく人材を育成するモデル事業を、2019年度から始める方針を決めたと掲載されておりました。このことについてご存じでしょうか。</p>
	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>8月2日付の「東奥日報社」並びに「デイリー東北新聞社」紙面に、文部科学省が公立高校と地元自治体や企業などと緊密に連携した推進体制づくりを促し、地域振興に関する実践的な授業を展開という、これは澤上さんの質問ですね、ごめんなさい。読みます。全部澤上さんの質問。「いわゆる地域を支えていく人材を育成するモデル事業に2019年度から始める方針を決めたと掲載されていましたが、ご存じですかという質問です。</p> <p>私の答弁です。</p>

		<p>この新聞記事につきましては、今現在、地元の県立高校である百石高校とさまざまな部分で連携などを図っており、興味深く読んだところであります。</p> <p>なお、所管省庁は文部科学省であります。今のところ、町に対して文書等の通知はありません。新聞記事に掲載された内容でしか情報を知り得ていないのが現状であります。</p> <p>以上です。</p> <p>澤上議員。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 訓君)</p>	<p>7月に成田町長から百石高等学校魅力アップ推進協議会委員に委嘱されたわけなんですけども、責任を感じておりました。</p> <p>今後、どのようなことを行うことで魅力アップにつながるのかなという、いろいろと悩んでおりましたところ、文部科学省の記事がタイムリーにバンと出たもんですから、私もよく中身、把握できなかったんですけども、そこで、何かこれがヒントになりそうな気がいたしましたので質問することにいたしました。</p> <p>それでは、(2)の県立百石高等学校と連携して推進する考えがないか伺います。</p>
	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>この事業については、新聞掲載以外に特に情報はなく、事業の詳細までは把握しておりませんが、公立高校を拠点とした地方創生事業の位置づけで文部科学省が考えているものであり、地域が抱える課題の研究や実践的な職業教育を実施する高校を公募しモデル校として指定し、高校が地域振興の核となるような教育機能を強化するものです。</p> <p>ご質問の百石高校との連携推進につきましては、高校側の意向を確認しておりませんが、百石高校が応募し、モデル校になった場合には、高校が自治体や産業界などと共同事業体を設け、地域に必要な人材を育成するためのカリキュラムをつくることとなっております。</p> <p>今、まさに百石高校とさまざまな連携を行っているところであ</p>



		<p>りますので、積極的に協力連携して、進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また先般、澤上議員が先ほどおっしゃってくださった百石高校の魅力アップですか、それに澤上議員が会長に推薦されましてこれからその魅力アップのために進めていくことと思いますし、また、今盛んに言われております県立高校の統廃合ですか、そういう部分でも我々としては、地元の高校をなくしたくないなということですね、できれば百石高校関連の方々、特に卒業生あるいはOBの方々、先生方を含めて百石高校をどうすれば存続できるのかなということを含めて、この事業がもしぴったり合っているのであれば、取り入れてくだされば、何か補助事業でもあれば使えばいいと思っています。よろしくお願いします。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 訓君)</p>	<p>澤上議員。</p> <p>実は私も内容をはっきり把握できなくて、これは教育委員会が主導握ってやるのだなと思っていたんです。そうしたら、よくよくいろんな話を聞いたり何かしたら、学校が手を挙げて、それを地域の自治体とか企業と一緒に連携してくれませんかというふうな、何かそれが流れみたいなんですよね。だから、ちょっとイメージがはっきり見えなかったということで、町で問うこともちょっとどうだったのかなと今、自分で思いました。</p> <p>しかし、質問をちょっと変えれば、高校から町の協力を得て連携したいという要請があった場合は、応じていただけるのでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>先ほども答弁しましたがけれども、百石高校の存続が我々の希望ですから、何が何でも百石高校存続のためには、こういう事業、新たな事業、どんな事業でも情報交換しながら取り組んでいくつもりですし、またそういう部分で職員の派遣も必要であれば、派遣しなければならないことも起きるかもしれません。百石高校存続のためには一生懸命努力しますんで、ご支援、ご協力のほどをよろしくお願いします。</p>

質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 訓君)</p>	<p>澤上議員。</p> <p>大変ありがたいお話をいただきました。ありがとうございます。</p> <p>町と百石高校とは、いろんなケースでほかではない連携の仕方をこれまでやってきています。ですから、今のこの事業、文部科学省の事業の中で連携することで、もしかすると、魅力アップにまたさらにつながっていくのじゃないかなと。また、それが統廃合とか、そういったものを考えた場合に、いいPRになって後支えになるのかなと、そういう思いで質問したわけでございます。</p> <p>これまで質問項目2つに対して当局の真摯な答弁をいただき、まことにありがとうございました。</p> <p>以上で私からの一般質問を終了したいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>町長の答弁と関連してお答えをいたします。</p> <p>百石高校の校長先生と連絡をとってみました。やはりこのことについてはまだはっきりしていないということで、これから恐らく通知が来るだろうということで、通知が来た場合、また相談をいろいろしていきたいということで、私のほうもこれからはいろいろ協力しましょうということでお話をしております。</p> <p>私たちとしては、百石高校のほうのさまざまな我々の協力も感謝する場面も多くありますので、私たちもいっぱい協力していきたいなと思っていました。</p> <p>そういうことでお知らせしておきます。(「はい、ありがとうございます。以上です」の声あり)</p>
	西館議長	<p>これで2番、澤上 訓議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで休憩いたします。11時ジャストまで休憩いたします。</p> <p>(休憩 午前10時43分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開 午前11時00分)</p>
	西館議長	<p>引き続き一般質問を行います。</p>

質疑	7 番 (檜山 忠君)	<p>2 席、7 番、檜山 忠議員の一般質問を許します。7 番、檜山議員。</p> <p>7 番、檜山です。議長のお許しを得て一般質問をいたします。一問一答方式でお願いいたします。</p> <p>残暑厳しい日が続き、台風 20 号の影響も心配されましたが、今度は台風 21 号です。今夜半からあしたにかけてが心配であります。今のところ、稲穂は順調に成長し、こうべを垂れるまでになりました。出来秋が楽しみであります。</p> <p>さて、9 月 2 日の県民駅伝大会に議長の代理として応援に行つてまいりました。選手皆さんの奮闘振りに感激いたしました。特に 1 区走者の鈴木選手の区間賞には大きな夢を抱きました。スポーツの盛んな町、強い町は、町に活気があるとよく言われますが、それを肌で感じました。将来、多目的ドームが建設され、練習環境が整備されるならば、もっとすばらしい成績が期待できることと思ひ、胸がわくわくする一日でありました。</p> <p>また、これからおいらせ町最大のイベントであります百石まつり、下田まつり、そして、鮭まつりと続きます。転向に恵まれ大盛況に終わることを願うものであります。</p> <p>それでは、町の将来を考えて一般質問をいたします。真摯なご答弁、よろしくお願いいたします。</p> <p>質問事項 1 として、町ブランド品の知的財産権についてであります。質問の要旨、(1) 町特産品ブランド化の知的財産権取得に対し、費用の一部を助成する制度を検討する考えはありますか。</p>
答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>2 席、7 番、檜山 忠議員のご質問にお答えします。</p> <p>町では、特産品のブランド化に向けた開発、研究等を行っている「おいらせブランド推進協議会」に対して補助金を交付し、新商品の開発研究や販路拡大などを推進しているところであります。</p> <p>ご質問のありました町特産品ブランド化の知的財産権取得に対する費用の一部助成制度については、町の直接助成ではありま</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>せんが、おいらせブランド推進協議会が特産品開発研究事業の一環として助成対象とすることは可能と思われます。</p> <p>ただし、採択の要件や件数及び助成金額に制限がありますので、同協議会にご相談くださればと思います。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>檜山議員。</p> <p>わかりました。</p> <p>それでは、再質問になりますけども、どれだけ知的財産権の内容と種別を勉強しているのか、ちょっと聞きたいと思いますので、担当の方、お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>それでは、再質問にお答えをいたします。</p> <p>知的財産権についてはそれぞれ勉強いたしました。知的財産基本法という法律がありまして、法律の定義によりますと、その他知的財産に関して法令により定められた権利、または法律上、保護される利益にかかわる権利もありますが、大きく6つの権利があります。それぞれの権利の種別と内容を申し上げますと、1つ目は、特許権で、自然法則を利用した新規、かつ高度な発明が対象で権利期間は出願から20年です。</p> <p>2つ目は、実用新案件で、物品の形状、構造、組み合わせに関する考案が対象で、権利期限は出願から10年です。</p> <p>3つ目は、育成者権であります。植物の新品種が対象で、権利期限は登録から25年、そのうち果樹等に関しては30年です。</p> <p>4つ目は、意匠権であります。美観、独自性のある物品の形状、模様、色彩に関する考案が対象で、権利期限は登録から20年となっています。</p> <p>5つ目は、著作権であります。思想、または感情を創作的に表現したもの。文学、学術、美術、音楽の範囲に属するものが対象で、権利期限は創作したときから著作者の死亡後50年。映画に関しては公表後70年となっております。</p> <p>6つ目は、商標権であります。商品、サービスに使用するマー</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>クが対象で、権利期限は登録から10年で、登録更新が可能となっているようであります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>檜山議員。</p> <p>わかりました。よく勉強しているようで安心いたしました。</p> <p>それでは、次の質問であります。町民に発明工夫に関心を持っていただくことで、発想力を豊かなものとし、知的財産権を取得することで、それを財産として起業家となることも一つの起業家育成の方法と考えることから、次の質問をするものであります。</p> <p>質問の要旨、(2) 助成することで知的財産権取得者に活力を与えて起業家を育成する考えはありませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>西館議長</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>先ほどの答弁のとおり、おいらせブランド推進協議会の開発研究等の事業として助成の対象とすることは可能と思われませんが、同協議会の会員である必要があります。現在、八戸市では、知的財産権のうち、国内特許や国内実用新案登録の出願をする中小企業者及び個人事業者などに対して助成を行っており、早ければ来年度から八戸圏域連携中枢都市圏事業として当町を含む圏域町村にも拡大することを検討しております。</p> <p>なお、知的財産権の取得は、特産品の開発、研究の延長上にある権利の保護や安定した製品づくりのため、重要なものとなります。</p> <p>また、助成制度の活用による費用軽減とともにブランド推進協議会において売れる特産品を開発しようと熱心に研究されている会員相互の情報交換を通じて、意欲のある起業家の育成にもつながるのではないかと考えております。</p> <p>以上であります。</p> <p>檜山議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>わかりました。いろいろあるみたいですが、町のブランド推進協議会及びその他補助事業はあるようですが、町民にはわかりづらいことから、その事業の認知度を高めるために告知方法を検討する考えはありませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。  お答えいたします。 ブランド推進協議会としての認知度を高めるための告知方法といたしましてはということですが、まずその制度の高まりということで行くと、会員となりますと、まず総会、各種の会合や個別の案内等で十分周知されるものと存じてますが、それ以外の告知方法ということになりますと、ホームページや広報紙なども考えられるんですが、会員加入の案内とともに協議会のほうと一緒に検討していきたいと考えております。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長  7番 (檜山 忠君)</p>	<p>檜山議員。  はい、わかりました。 それでは、次の質問、(3)であります。現在、町のブランド商品を認定する機関としては、町ブランド推進協議会がその役割を担っていると思いますが、認定した商品は何件ありますか。その商品の中で知的財産権を取得している商品は何件ありますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。  お答えします。 ブランド推進協議会が認定しているおいらせブランド認定品は、本年8月末現在で46品あります。このうち、知的財産権を取得している商品は10品で、10品全てが商標権となっております。 以上であります。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長  7番 (檜山 忠君)</p>	<p>檜山議員。</p> <p>46件の認定が出て10件ということで、これはしっかりした商品として売れているのであれば、それはそれでもいいと思いますけれども、できるだけ権利があったほうがいいというふうなことで私はこだわっているわけです。</p> <p>それでは、再質問になりますけれども、町ブランド推進協議会のそのほかの活動内容を教えていただけますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  商工観光課長 (久保田優治君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>それでは、再質問にお答えします。</p> <p>ブランド協議会の認定関係及び特産品開発研究事業以外でのその他の主たる活動内容として、昨年度実績を踏まえて申し上げます。</p> <p>まず、会員が現在、43の団体、法人、個人で構成されておりました、全体の活動事業といたしまして勉強会ということで講演会などの実施をしております。</p> <p>特産品開発部会というものがありまして、そちらのほうで普及拡大事業としてイオンモール下田での特産品まつり開催、あとは県内外の物販イベントへの派遣、あとモチ小麦、だるま芋、へっちょ汁などの特産品の普及、物販を別途行っております。</p> <p>あと、観光交流部会というものがありまして、そちらのほうでは情報発信事業ということでパンフレットやカレンダーの作成、配布を行って、あと商品開発事業としておいらせホッキ小屋の商品化ということで、アグリノ里を活用して1月から3月で実施しております。</p> <p>そのほか、観光開発、調査研究事業として、日帰りでの視察を実施して、主に県内等に2回程度行っております。</p> <p>あと、このほか会議関係でも、総会のほか役員会、監査会及び先ほど言いました観光交流特産品部会、2つの部会の会議が延べ13回ぐらいありまして、かなり活発な活動を展開しております。</p> <p>以上でございます。</p>

質疑	西館議長  7番 (檜山 忠君)	檜山議員。  いろいろ活動なさっているようでありますが、そこで、何か講演会等、講習会等もやっているようですから、再質問になりますが、町としてブランド推進協議会の認知度を高めるために、町民皆さんに知的財産権に関する知識を学ぶ機会を設けることを検討する考えはありませんか。
答弁	西館議長  商工観光課長 (久保田優治君)	商工観光課長。  お答えします。  先ほどの主たる活動内容の中にも出てきた講演会等の開催につきまして、ブランド協議会の認知度の部分ですが、町としてブランド推進協議会などの特定の団体認知度を高めるため等としての学ぶ機会を設けることは難しいと思われませんが、同協議会の事業の中で勉強会や講演会等を実施しておりますので、今後の講演会テーマや講師選定の際の選択の一つとして知的財産権を取り入れることとか、参加対象に会員以外の町民を加えること及び周知方法を町のほうで一緒に連携して、広報やホームページを活用することなどについては可能かと思われしますので、協議会のほうと一緒に検討してみたいと考えております。  以上です。
質疑	西館議長  7番 (檜山 忠君)	檜山議員。  わかりました。おいらせ町の商品を全国に知らしめ、まねをされない真のブランド品とするためには、知的財産権の取得こそが重要であろうと考えるものであります。この件については答弁は要りません。答弁しますか、じゃ、お願いします。
答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	町長。  檜山議員の知的財産権に対する思い入れ、非常に強いのかなと感じております。特に発明工夫展の会長さんをやられ、あるいは



<p>質疑</p>	<p>西館議長 7番 (檜山 忠君)</p>	<p>小中学生に対する発明等の催しを主催して町の発展にご尽力をくださっていることに、本当に感謝申し上げます。</p> <p>そしてまた、知的財産権の、恐らくもう早く商標あるいは特許を取らないとよそに取られると大変だよという思いのもとにこういう質問してくださっていることかなと思って、本当にお礼申し上げます。</p> <p>まず、なかなか自分では自分の費用でやるということは難しいことでありましょうけれども、先ほども答弁しました八戸中樞の市町村圏のほうでこういう助成金があれば、それも利用しますし、またもしよろしければ、檜山さんのほうで、そういう将来的に全国的、あるいは世界的にこれは目立つ商品に育ちそうだなという部分がありましたらアドバイスくださって、これは実費でもいいから自分で申請しなさいというような指導をしてくだされば、おいらせ町が世界にも一つでも売れる、あるいは目立つような商品が出れば、大変ありがたいし、町の発展にも貢献できる商品となると思うんで、これからも役場の職員はもちろんですけども、地域の方々もご指導してくださり、またいろんな部分でアドバイスくだされば、あるいはヒントくだされば、そういう部分で何気ない一言が大発見、大発明につながることもあると思うんで、ご指導のほど、よろしくお願いします。ありがとうございます。</p> <p>檜山議員。</p> <p>町長からありがたい言葉をいただきました。ただ、質問はちゃんとしていきますよ。</p> <p>それでは、次の質問事項2の平成30年度交付税についてであります。</p> <p>質問の要旨、(1)総務省は、7月24日に平成30年度の普通交付税配分額を発表し、おいらせ町への配分普通交付税額は29億4,843万5,000円であり、昨年対比マイナス3.1%、普通交付税プラス臨時財政対策債額は32億7,770万4,000円で、昨年対比マイナス2.8%となっていました。そこで、今後の影響を問うものであります。</p> <p>アとして、当初予算と比較して5,770万4,000円の増</p>
-----------	--------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>額となりましたが、昨年度の普通交付税実績額及び臨時財政対策債発行額と比較した場合、どのくらい減額されましたか。また、増額分については、どの事業に充当する考えでありますか。</p> <p>町長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、昨年度の実績額であります。普通交付税は30億4,416万1,000円、臨時財政対策債発行額は3億2,000万円でありました。今年度と昨年度の比較であります。臨時財政対策債発行額は同額でありますので、普通交付税で比較いたしますと、今年度交付額29億4,843万5,000円に対し、昨年度交付額は30億4,416万1,000円でありましたので、9,572万6,000円の減額となります。</p> <p>次に、今年度増額分の事業充当の考え方です。</p> <p>財政運営ともかかわりがありますが、もともと当初予算編成時においては、地方交付税を過大に見積もりしないようにしていることもあり、一般財源が不足する分、財政調整基金を取り崩して予算を編成しております。その後の補正予算において執行状況を精査し、一般財源剰余分を確保の上、取り崩した分を財政調整基金に戻すことにより、基金残高を確保し、安定的な財政運営を行っているところであります。</p> <p>よって、今回の普通交付税決定で当初予算見積もり額より増額交付とはなりますが、当初予算編成時に既に財政調整基金から5億円を取り崩している状況でありますので、増額分を特定の事業に充当するものではなく、基金へ戻し安定的財政運営を図るための財源として捉えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>檜山議員。</p> <p>わかりました。増額分は財政調整基金のほうに繰り入れるということですが、再質問ですけれども、交付税を私なりにちょっと計算してみたところ、平成28年度に比較すると、約3億円の減額になっております。だから、8月24日発表では、さらに次年度</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>交付額は今年度対比0.5%の減額になっていますが、この減額の状態は長期にわたると思われませんか。</p> <p>また、減額率はどのようにこれから推移していくのでありましようか。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>先ほど<u>檜山</u>議員がお話ししました新聞記事につきましては、交付税に関することですので、私も確認してございます。</p> <p>総務省のほうで来年度の予算において地方交付税の概算要求額を前年度比較で0.5%減らすというものでございます。</p> <p>ご質問の1点目、この減額状態が長期にわたるのかどうかというものでございますが、実はこの交付税、総額の減額状態、平成25年度以降、続いております。参考まで平成29年度、30年度の比較では、マイナスの2%ということであります。来年度も減額が続くようであれば、7年連続ということになります。</p> <p>今後の状況であります、社会経済状況であったり、あと国の厳しい財政状況を踏まえますと、今後も続くのではないかとこのように予測しております。</p> <p>また、その減額率につきましては、国が地方財政計画の中で設定するものでございますので明言はできませんが、過去の減額率を見ますと、マイナスの0.3%から2.2%の間で推移しておりますので、一つの目安になるものかなと思っております。</p> <p>それから、町の普通交付税の減額とのかかわりでございます。国のほうにおきまして、例えば来年度、0.5%減額するというものでありますが、それが全国一律に0.5%下がるというものではございません。地方税の算定につきましては、それぞれ自治体において収入であったり支出の部分、そういったのを個別の算定ルールにのっとり額を確定するものであります。</p> <p>ちょっと話が長くなりますが、例えば平成29年度から30年度、国のほうでは総額を2%減額しましたが、先般、新聞に載った県内の状況を見ますと、ふえたところも減ったところもあります。ふえたところありますと、6%ぐらいふえているところもあります。減ったところありますと、9%ぐらい減っていると</p>
-----------	---------------------------------------	--

		<p>ころもあります。よって、先ほども答弁いたしましたが、自治体によってそれぞれ算定式にのっとって計算しますので、国の減額幅と町の増減等は一致しないものをご理解ください。</p> <p>以上であります。</p> <p>西館議長 榎山議員。</p>
質疑	7番 (榎山 忠君)	<p>わかりましたが、私は、毎年、約1億円からの減額が考えられるのではないかなと、そういうふうに考えます。そうなっていくと、今後の財政健全化比率の推移とその減額に対する対策をどのように考えているのか教えていただきたい。</p>
	西館議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>今後の財政健全化比率の関係でございますが、影響はあるというふうに考えてございます。今般の9月定例会の中でも健全化比率のところ、ご報告しております。健全化判断比率の中には4つの指標がございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担費比率と4つございます。いずれも算定式がありますが、分母のほうに標準財政規模というものがございまして、いわゆる標準財政規模に対する比率となっております。この標準財政規模というのが全国自治体一律で式にのっとって計算するものですが、一般財源の標準的な大きさを示すものというふうになっています。</p> <p>一般財源は何かといいますと、地方税の収入であったり、大きいものでありますと、普通交付税がその主たるものとなっております。</p> <p>よって、普通交付税が減額いたしますと、当然、標準財政規模が減っていきます。そうすると、分母の数が減りますので分子の数も、数値もきちんと把握していかなければ比率のほうも状況が悪くなっていくということになります。</p> <p>財政当局としましては、急激な悪化はないものの、影響は少なからずあると思っておりますので、分母の数値と分子の数値、両方きちんと把握、調整しながら今後、財政運営をしていかなきゃいけないというふうに思っております。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長  7番 (檜山 忠君)</p>	<p>以上です。</p> <p>檜山議員。</p> <p>よくわかったとは言えないんですけども、影響はあるというふうなことであろうと思いますので、しっかりと対策をしていただきたいと、そう願うものであります。</p> <p>それでは、次に移ります。次の質問ですが、きのう、給食費の無料化の問題ですが、1月1日より実施したい旨の説明をきのう、受けましたが、次の質問のイですが、給食費無料化はよく精査検討し、2019年度予算から実施するべきと考えますが、その考えはありませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>給食費無料化の実施時期につきましては、さきの6月定例会におきましてもご質問があり、年度内に実施できるように検討していく旨、答弁しておりました。財政負担も含めさまざま協議を進めてきた結果、きのうの行政報告でもご説明いたしました。来年1月から実施する予定で考えております。</p> <p>今後の財政状況を考えた場合、大変厳しいものがありますが、政策公約として町民の皆様と約束した施策でありますので、限られた財源の配分や調整に努めながら実現したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長  7番 (檜山 忠君)</p>	<p>檜山議員。</p> <p>わかりました。来年1月1日から実施するとのことで、町長は先ほど答弁しておりましたが、マニフェストで町民に約束したことを一日でも早く実現したいとの考えであろうと思います。それが持続可能なまちづくりになるとの熱い思いが感じられ頼もしくも思います。</p> <p>私も大いに賛成するものでありますが、私は残念ながら心配性なもので再質問をいたします。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>平成30年度予算では、学校給食運営費として約2億5,000万円とし、その中の給食材料費約1億2,600万円を無料化するものと考えますが、洋光台の1億円の支払いが今年度で終わると思いますが、それを次年度から活用し、持続可能な財源とする考えはありませんか。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、洋光台団地の1億円の関係でございます。こちらのほうは、旧百石のときから県の新産事業団のほうに百石住宅用地造成事業ということで委託をして分譲販売してきたものです。そちらの事業団のほうの百石住宅用地会計のほうは、かなり経営悪化といえますか、赤字負債を抱えましたのでその補給金、毎年度、1億円払っていたものが、今年度30年度予算で終わるといえるものでございます。</p> <p>確かに今年度で終わるのでその分を給食費無料化のほうに活用してはどうかという考えでございます。先ほど来、お話ししております、それから昨日の行政報告のところでもお話ししましたが、学校給食費の無料化につきましては、その財源は一般財源ということになります。洋光台団地の1億円のほうも一般財源ということで、支出の部分だけ見ますと、今まで洋光台の補給金で使っていた1億円を給食費の無料化のほうに回せばいいという考えというの、確かに成り立つものであります。</p> <p>しかしながら、歳入の部分も考えていただきたいんですが、先ほど来の質問のやりとりでも出ております。普通交付税がここ3年間で3億円ぐらい、平均しますと、1年間で1億円ぐらいずつ減っているような形になっています。普通交付税のほうも同じ一般財源であります。よって、歳入と歳出のバランスを考えなければいけないと思っております。財政のほうでは、全体の予算編成の中でその辺はきちんと精査して捻出していかなければならないと思っております。よって、今後も持続可能になるかどうかは、きのうもお話ししましたが、予算編成の過程の中において財源捻出の方法を考えるなりして対応していかなければならないんだというふうに考えております。</p>
-----------	---------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>補足というんですか、私からも一言考えを申し上げたいと思います。</p> <p>檜山議員には、本当に財政、心配してくださって迷惑かけているなという気がしておりますけれども、やはり選挙のとき、学校給食費用を無料にするということを大々的に町民の方々と約束した経緯があります。</p> <p>しかし、私の任期は4年ですからいついつ実行という約束はしておりませんので4年目の最後でも約束にはなるんですけども、先般、中学校3年生の子供たちと「十五の春を語る会」ということで町内3校の中学校3年生の方々と交流することができました。その中で、やはり学校給食費、いつからやるんですかという質問もありまして、できればこの子たちに1回でも食べさせて送り出したいなという強い思いもありまして、来年度からやれば、彼らに3カ月でも町の給食費、ただで食べさせた、食べたなという思いがあると思うんで、そういう部分を含めまして、最後の年じゃなく次年度から、初年度になりますけども、来年3学期の始まりから実行したいなという思いで職員と調整しておりますので、ご理解のほど、よろしくをお願いします。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>檜山議員。</p> <p>わかりました。いつもの熱い心を持って接している町長ですから、それはそれとして認めるものであります。</p> <p>ただ、きのうの説明の中では、今後の予定として11月の全員協議会で最終内容の説明をするとのことですが、その説明内容に財源確保、定住促進等を含めたメリット、デメリットをよく記載し、なぜ無料化が必要かを提示して理解してもらえるようにしていただきたいものと思いますが、いかがですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p>

質疑	(成田光寿君)	<p>非常に大事なところかと思っております。施策を推進していくに当たってメリット、デメリットのあたりをきちんと分析をしてそれらを提示して理解いただくということは、非常に大事なことだと思っております。</p> <p>給食費無料化の取り組みにつきましては、学校給食センター、それから学務課、それから財政を預かる企画財政課、それから政策面である当課のほうもかかわりがありますので、11月の全員協議会に出す資料作成に当たりましては、関係課等でいろいろ協議、調整しながら、また町長、副町長、教育長との思いなどもきちんと踏まえながら資料づくりしたいと思っておりますので、そのあたりは検討させてください。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 7番 (檜山 忠君)	<p>檜山議員。</p> <p>わかりました。</p> <p>それでは、次の質問事項3の通学路のブロック塀についてであります。</p> <p>6月18日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害で、尊い命が失われました。それにより学校内の塀については文部科学省指導のもと、県、市町村で安全点検をし、補強、または解体を実施していますが、民間の塀については、町でも広報紙で国土交通省の安全点検のチェックポイントを掲載し、専門家による点検を促しています。</p> <p>町民が一番心配することは、次の質問の要旨であります。</p> <p>質問の要旨、(1)生徒たちの通う通学路沿いのブロック塀の安全点検は、所有者の責任と考えますが、町の対策を問うものであります。</p> <p>アとして、町として点検をいたしましたか、また強度対策をどのように考えていますか。</p>
答弁	西館議長 教育長 (松林義一君)	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>先般、学校の敷地内のことについては調査が終わって、当町で</p>



<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p> <p>西館議長</p>	<p>は対象の構造物はないというふうに把握できました。</p> <p>ご質問の通学路のほうの安全対策についてですけれども、これまでも学校や保護者、そして、地域の方々などのご協力をいただきながら進めてきております。そして、引き続き連携をして取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>ご質問の6月18日に発生した大阪府北部の地震によるブロック塀の倒壊事故を受けて、文部科学省から通学路の一斉点検を実施するようにとの通知がありました。そのため、当町では、夏休み明けの8月下旬に町内全児童生徒の保護者へ学区の地図を配布しており、通学路における危険箇所を取りまとめることとしております。</p> <p>そして、その結果をもとに関係課及び警察署、国土交通省、上北地域県民局の関係機関と連携し、9月下旬に合同点検を実施し、今後の対策について検討してまいります。</p> <p>また、ブロック塀の強度対策につきましては、担当課が町広報紙やホームページにおいて安全点検についての周知を図っております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>檜山議員。</p> <p>わかりました。過去において仙台沖地震の際もブロック塀の倒壊があり犠牲者が出ていました。そのときから強度に対する規制が厳しくなったと思っております。大阪府北部地震の際にも民間のブロック塀の倒壊で子供たちを見守るボランティア活動をしている方が亡くなりました。子供たちが毎日通う通学路であります。子供たちの環境を整備することでより安全な町を宣言し、定住促進をより推進することを願い、次の質問をするものであります。</p> <p>イとして、現在、強度不足であっても建築当初は許可されて施工されたものと考えます。現在の基準の強度を確保するために改修費を一部助成し、改修を促進する考えはありませんか。</p> <p>教育長。</p>
-----------	---	---

答弁	<p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>現在のブロック塀を建築する際の基準としては、昭和56年に改正された建築基準法施行令の中で塀の高さ、壁の厚さなどが定められております。そのため、ブロック塀が建築された年代によっては改正前の基準により建築され補強などを行っていないものがあると思われます。</p> <p>国土交通省では、今回の倒壊被害を受け既存の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成しております。町でも地震などの自然災害による事故を防止し、住民の安全を確保するため、所有者や管理者に対してブロック塀の安全点検を呼びかけております。</p> <p>具体的には、広報8月号やホームページに、国土交通省のチェックポイントを掲載し、学校に限らず、既存の塀の安全点検をするよう注意喚起を行うとともに、点検の結果、危険性がある場合は、改善を行うよう促しているところであります。今後も、ご質問のブロック塀改修費用の一部助成制度については新設せず、地域の児童生徒が安心して通学できるよう、地域住民へブロック塀の安全点検の実施について周知を行い、危険箇所について対応がなされない場合は、関係機関及び関係課と連携し、対応等について相談をしていきたいと考えております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>檜山議員。</p> <p>わかりましたが、再質問であります。</p> <p>町長、町長のモットーは命にまさるものはない、銭金の問題ではないとよく話しております。子供たちの命にかかわることあります。県下にはない対策と思いますが、この助成制度を検討する考えはありませんか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まずもって、先ほど来、言っておりましたが、前回の就任当時、1年目にして津波に襲われまして、幸い、我が町は死亡者はなか</p>

	<p>ったんですけど宮城県、福島県方面、2万人近い人が亡くなったというのを見て、家族を失った方々、あるいは地区の方々を失った方々の心を察すると、本当にお金では買えない、本当に大事な人の命を奪ったなという気がしております。</p> <p>また、先般の大阪のブロック塀の倒壊に関しましても、これから将来、人生100年時代に小学生が亡くなったということは、本当に残念だろうな、家族の思いはどんなばかりだろうなという気がしております。</p> <p>そんなことで、その思いは全く変わっておりません。金では買えないのは命だと思っております。その証拠に、どんなお金持ちも、やはり病気には勝てない、あの人たちも金で買えるんあれば長生きできただろうなという有名人がたくさんおりますけれども、金で買えないのは命だと思っております。</p> <p>しからば、今の町内の基準から外れているブロック塀を、果たして町で助成していいのかという思いになりますと、やはり何といたしますか、個人の所有物、個人の財産を危険だからといって町が、全額になるか、一部になるかは別として、補助金出すからそこを改修してほしいとか、そういうことを言って別の町民、関係のない町民から理解を得られるのかなという気もしております、安全だから仕方ないだろうという部分も一部考え方としてはあると思います。</p> <p>しかしながら、いろんな部分で、例えば話、少しそれますけども、十和田湖に遊歩道を歩いているうちに木の腐った枝が落ちてきて人がけがをしたということで裁判になって、国立公園のほうで、県ですか、敗訴したというニュースもしばらく前に聞いたことがありますけども、やっぱりそこに行く前には、財政的に苦しくても空き家同然、生活に困窮している方々の財産であれば、それは町が助成することも考えられると思いますけども、そこそこ生活するに困っていない、あるいはまた、裕福な方々もあれば、そういうところまで町が手を加えなければならないのかなということで意見が割れるところかと思っておりますので、これは檜山議員の提案としては無にすることなく検討課題としてとっておきますけども、なかなか町民の理解を得るには難しい部分もあるのではないのかなという気もしておりますので、ご了承ください。</p>
--	---

質疑	西館議長  7番 (梶山 忠君)	<p>梶山議員。</p> <p>何か調べてもらったら、中央のほうでは何件かその例はあるみたいです。まず、研究してみて、幾らかでも補助して早く安全になれば、なおいいことだろうと思いますので検討してみてください。(「はい」の声あり)</p> <p>それでは、最後の質問事項、4となりますが、町職員の意識向上についてであります。</p> <p>質問の要旨、(1)ですが、先般、7月31日に交流センター小ホールにおいて、町職員の皆さんと認知症サポート養成講座を受け、その中で認知症患者に対する心構えと対話方法を教わりました。その心構えと対話方法は職員に求められる町民に対する真心の奉仕ではないかと感じることから、次の質問をいたします。</p> <p>アとして、認知症サポート養成講座を受けた職員のネームプレートに、サポート養成講座で渡されるオレンジリングと同じ色を明示し、町民接客のオーソリティーであることを町民にアピールし、職員の意識向上を図る考えはありませんか。</p>
答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>認知症施策は、国家戦略として推進しており、当町でも各種事業に取り組んでいるところであります。その一環として職員を対象とした認知症サポーター養成講座を平成28年度から実施しており、3年間で職員の約8割が受講しました。また、今年度は町議会議員4名の方々にも受講していただき、認知症という病気の特徴やその対応等について学んでいただいたところです。</p> <p>ご質問にあるオレンジリングについては、認知症サポーター養成講座修了者には、認知症の人や家族を温かく見守り支援する応援者のあかしとしてリングを配布しています。オレンジリングを身につけることで周囲にも認知症サポーターであることを伝えることができるため、認知症サポーターの皆さんに積極的な着用を進めており、介護福祉課の職員はオレンジリングをネームプレートにかけて使用しております。</p> <p>認知症の方への適切な対応方法は、障害がある方を初め、全町</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>民誰にでも共通して活用できる支援方法です。今後も受講できなかった職員には、引き続き受講を薦め、認知症高齢者等が暮らしやすい地域づくりを目指していくとともに、職員の意識向上を図っていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>檜山議員。</p> <p>わかりました。私も介護福祉課に行ったときには、もう既に介護福祉課ではオレンジリングをネームプレートにかけてアピールしておりました。さすがであります。そういうふうには素晴らしいことは続けていただきたいと思っておりますので、再質問です。リングをネームプレートに取りつけることを全職員に実行していただき、全員がオレンジリングをつけることでその取り組みを町民にPRをし、全庁運動にする考えはありませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>オレンジリングについては、認知症サポーターのあかしとして特化したものであります。今後も認知症サポーター養成講座を町民へのPRも含め引き続き実施していくものであります。</p> <p>また、リングの着用を進めてまいり、認知症施策の推進に努めていきたいと考えております。</p> <p>ご質問がありました全職員がオレンジリングをつけたり、全庁運動につきましては、先ほど申し述べたとおり、ご提案として受けとめさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>檜山議員。</p> <p>わかりました。ぜひ検討してその方向にさせていただきたいと思っております。町民は認知症患者だけでなく、私があればあれを受講してみてもお年寄りにもありがたい対応と考えております。</p> <p>ところで、再質問になりますが、近ごろ、町民の中に、職員皆</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>さんに元気がない気がするとの声が聞かれます。この機会に職員皆さんの明るく元気な笑顔でより明るい職場づくりを検討する考えはありませんか。副町長、いかがですか。</p>
	<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>職員を統括する立場からお答えをいたします。</p> <p>最近、公務員としての身だしなみや挨拶など服務規律について職員に指導する場面が続いておりました。そういうことから、職員は戸惑いを感じたり、モチベーションが低下していたのかなという職員もいるのかなというふうに思っております。そのような職員を見て町民は、元気がないというふうに言っているのかなというふうにも思います。人は認められて能力を発揮するというふうに言われていることから、職員が改める点は改めていただいた後に、今度は私たち三役が職員を大いにその努力を褒めて評価することで、モチベーションが上がっていくというふうに思いますので、それができた際にはまた以前と違いますか、本来の生き生きとした職場になっていくのではないかなというふうに思っております。</p> <p>ただ、職員が来庁者と接する際の内容がさまざまございます。窓口の手続だけでなく相談事であったり、苦情であったりと千差万別だというふうに思っております。その際には、時には人に見られたくない、大きな声で話しかけられたくないというふうな来庁者もいるかと思われまして、その際はその場面、状況を職員が察してあげての対応というのが必要になってくるかと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、町民と職員、コミュニケーションを図る手段としては挨拶というものが一番だというふうに思っておりますので、その挨拶の励行を続けていきたいなというふうに思いますし、また職員で構成する安全衛生委員会、それから職員組合、これらと明るい職場づくりについては継続して話し合っていくというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>檜山議員。</p>

質疑	7番 (檜山 忠君)	<p>わかりました。まず頑張って元気になるようにしていただきましたと、そういうふうに思います。</p> <p>これで全質問は終わりました。まことに真摯なるご答弁、ありがとうございました。終わります。</p>
	西館議長	<p>これで7番、檜山 忠議員の一般質問を終わります。</p> <p>お昼のため、1時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時56分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時29分)</p>
	西館議長	<p>引き続き、一般質問を行います。</p> <p>3席、6番、平野敏彦議員の一般質問を許します。6番、平野議員。</p>
質疑	6番 (平野敏彦君)	<p>平成30年第3回定例会開会に当たり、議長のお許しを得て、6番、平野敏彦が通告に従いまして、一問一答方式により一般質問させていただきます。</p> <p>西日本豪雨災害の被災者の皆様に、まずもってお見舞いを申し上げます。</p> <p>当町と将棋を通して交流のあります倉敷市も甚大な被害をこうむり、心痛む思いであります。</p> <p>おいらせ町にあっては、祭りばやしの笛の音が聞こえる季節となりました。五穀豊穰と大漁祈願の百石まつり、そして、下田まつりの開催が楽しみであります。好天に恵まれたくさんの町民が参加されるよう期待をしております。</p> <p>それでは、通告いたしました一般質問について町長の所見をお伺いいたします。</p> <p>第1点目であります。合葬墓の設置について質問いたします。</p> <p>お盆のお墓参りは、親戚や知人、友人を初め、思いがけない人との出会いがあり、ひとときの交流の場となっております。</p> <p>最近、新聞等でお墓の無縁化の記事が取り上げられております。ホームページを見てみると、全国的に自治体が合葬墓を設置している事例があり、関心が高まってきております。少子高齢化や価値観の多様化に伴い、お墓への意識も従来の形式にとらわれ</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>ないタイプがふえ、先祖の供養という過去から死後設計という未来志向へと意識が変わってきています。子供が結婚し、ふるさとを遠く離れ残した先祖の墓をどうするのか、誰が引き継いでいくのかという声を耳にします。</p> <p>そこで質問しますが、おいらせ町では引き取り手のない遺体はどのように弔っているのか、過去5年間の件数も含めお伺いいたします。</p> <p>また、おいらせ町墓地等に合葬墓の設置の見通しについて町長の考えをお伺いいたします。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>3席、6番、平野議員のご質問にお答えします。</p> <p>初めに、引き取り手のない遺体はどのように弔っているかというご質問であります。行旅死亡人などの身元不明者、相続人や扶養義務者のない死亡者につきましては、町で火葬し、町営霊園に建立している無縁仏供養塔に納骨しております。</p> <p>なお、後日、相続人や扶養義務者への遺骨の引き渡しも考えられることから、30年間にわたり骨壺にて保管することとしております。</p> <p>次に、合葬墓設置の見通しについてのご質問であります。合葬墓とは、多くの人の遺骨を一緒に収蔵する機能を持つ墓地のことであり、少子化や核家族化の進展によりニーズが高まってきており、とりわけ墓地の区画が不足している都市部を中心に設置が進められてきております。</p> <p>一方で、当町には町営霊園を初め、町内会や宗教法人が管理する墓地が多数整備され区画数は確保されております。また、町営霊園には、いまだ使用されていない区画が残っている中で、さらに新たな墓地整備することになることから、合葬墓の設置は現在のところ、考えておりません。</p> <p>ご質問にありました過去5年間にという数値は、担当者のほうから説明させます。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>介護福祉課長。</p>



答弁	<p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>過去5年間の引き取り手がない遺骨でありますけれども、平成24年度が1体、25年度が1体、26年度が2体、28年度が1体、29年度が1体、合計で6体分となっております。 以上です。</p>
質疑	<p>西館議長  64番 (平野敏彦君)</p>	<p>平野議員。</p> <p>合併後の引き取り手のないのが6体ということで確認しました。 引き取り手がなくて身元が判明している方であれば、町の墓地埋葬等に関する法律が適用になると。それから行き倒れなどで身元不明者の死亡の場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法が適用になると。生活保護で受給者が死亡し、引き取り手がないときは、生活保護法に基づいて処理しているだということでございますけれども、私、聞いたところでは、合併前のこういうふうな形で処理された件数等は多分資料がないと思いますけど、実際前のお寺のほうで預かっていると私、聞いたことがあるんですけども、町の霊園が、この条例見ますと、平成18年3月1日から施行されておりますけれども、この前の今言った件数以外でどういうふうな形で処理されたか確認をしたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長  介護福祉課長 (田中淳也君)</p> <p>西館議長</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>お答えします。 先ほど申した遺骨の数については、過去5年間ということで平成24年からの数を申し上げました。 ご質問の合併前のということでもありますけども、合併前については、旧下田のほうが5人分、それから旧百石のほうが1人分、合併後については9人分というふうになっておりまして、そのうち、不明者については合併前が4人分です。合併後については1名と、そのほかについては引き取り手がない遺骨ということになります。 以上です。</p> <p>平野議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>ちょっと私、聞いたのと数が合わないなというふうに思いますけれども、お寺のほうの聞いたのとちょっと、これは過去のことですからよしとしますけれども、あと1点、町にはこの霊園条例があってこの管理は町長が管理するとなっております。</p> <p>もう一つは、おいらせ町墓地条例があって管理は、町長は必要に応じ、公共団体または公共的団体に管理を委託するという形でありますけれども、この墓地条例については、3カ所があるわけで、これらの同じ墓地埋葬等に関する法律に基づいて設置されている部分については、町が直接管理しているものが霊園なわけですね。決算見てもその中で報告になっています。同じ町の墓地で他のほうは委託をする。その部分からいったらちょっと乖離差があるような気がするわけです、維持管理、いろんなこれからの運営、町内会で私のほうは管理はやっておりますけれども、いろんな意味で身元がわからない、管理をする人が減ってきている状況にあるわけですから、少なくとも町長が管理するような条件に当てはめてこの墓地の条例に町で指定しているところについても、ひとつ条件をいろんな意味で見直しをすべきだと私は思いますけれども、これはどうでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>環境保健課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>平野議員ご指摘のとおり、木ノ下のところにあります町営霊園と、あと昭和54年に旧百石町で制定をされました墓地条例というものがございまして、こちらの墓地条例には二川目、堀切川、横道の3つの墓地が町営墓地として規定をされております。</p> <p>こちらの2つの墓地条例がありますけれども、町営霊園につきましては、墓地埋葬法が施行された後に地元町内の墓地とか、あるいは宗教法人の墓地等を確保するのが難しい方向けに旧下田町において設置、整備したものでございます。</p> <p>一方の町営墓地につきましては、昭和23年の墓地埋葬法が施行される前から、古くは地元町内の共同墓地でありましたものを、町に土地を寄附するというような形で昭和54年に町営墓地ということになったものでございまして、これまでの成り立ちが</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>異なっているという事情もございます。</p> <p>ご指摘のとおり、町では町営墓地 3カ所につきましては、地元町内会と協定を締結をさせていただいてその管理運営を町内会のほうにお願いをしております、これまでは町のほうでは一切管理運営等には関与してきてございません。</p> <p>一方で、こちら 3つの町内会の墓地、町営墓地のほかにもそのほかの町内会にもたくさんの共同墓地がございます、例えば今ご指摘がありました 3つの町営墓地について、町で直営で管理をするということになりますと、ほかの町内会のほうでも町営墓地にしてほしいというようなことが起こるのではないだろうかということもちょっと危惧されるところでもありますので、そういう意味では、現在の委託している状態を維持していただいて、このままの委託という形の管理運営体制をお願いをしていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>平野議員。</p> <p>過去の経過であれば、確かに旧百石町の場合は、なぜ町に寄附をするようになったかといいますと、町内会長がかかわることによって墓地の名義を町内会長の名前で登記をしてあったのをかえるわけですよ。そうすると、その登記料が少なくとも十何万という額を必要とすることになりますし、それから、今まではその地権者がそのままの土地を使ってあったものが、相続とかさまざまな問題が発生して今のような形で町のほうに寄附をした。それとあと一つ、町で地縁団体を組織するようというところで指導したわけですね。それによって税金対策ができるよ、相続もいろんな形で町内で財産を持つことができる、町長が認めればですね、そういうふうな経費がかからないということもあって、地縁団体として二川目町内会もそういうふうな手続をしております。</p> <p>そうすれば、今言ったように、そういうふうな形で他の町内会にも指導する、なぜ最初だけ指導してあと継続して指導しないのか、そういうふうなものもちょっと欠落しているんじゃないか。そういうふうなことによって霊園も今言う町営墓地についても条件的に整備されるんじゃないですか。その管理委託できる部分</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>については、管理してマイナスになって町内会で負担をしていくようなシステムをよしとするのか、霊園については町が全て予算をかけて掃除清掃、そういうのを全てやる。これだちょっと私は各町内会との乖離が生まれてくると思いますよ。私は見直しをすべきだと思いますけど、町長、どう思います。</p> <p>町長。</p> <p>今のいろんな問題、私も少し、ああそういう問題もあるのかなと改めて思い知らされた部分もありまして、私はよその霊園のことは知らなくて自分の生まれ育ったところの霊園は町内会が管理する部分、寺が管理する部分があってですね、うちのほうの町内では恐らく町の霊園には預けている人はないんじゃないのかなという気がしております、旧百石のほうの今、少し条例見させてもらって、改めてそういう問題が発生するのかなという気がしております、今、急に考えよと言われてもなかなか考えつかないんで、少し時間をいただきたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>平野議員。</p> <p>私は検討する時期にもう来ているんじゃないかというふうなことで、ぜひこの部分については、継続して調査をして検討してほしいというふうに思います。</p> <p>2点目のほうに入らせていただきます。</p> <p>私のほうの二川目墓地には新しいお墓も建っておりますけども、管理する人が連絡がとれないような墓が目立ってきました。実際、県内では弘前市が2018年8月7日に弘前市墓地公園に合葬墓を完成させております。運用もしております。青森市では、月見野霊園内に合葬墓の設置計画があり、これもこの前調べてみたら工事に入っていると思います。それから、八戸市は新聞紙上でも出てますけれども、市民の声として自治体の合葬墓を希望しますよというのが新聞投稿にもあります。</p> <p>さっきも言ったように、いろんな意味での管理する、そしてまた、新しいものがつなげていけないというところが出てきますか</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>ら、そういうふうなものを見たときに、やはり町としても早目早目の手だてをしておく必要があるんじゃないか。</p> <p>質問ですけども、そのためには町民アンケートを実施して町民の声を聞いてみてはどうでしょう。このアンケートの部分についてはインターネット等で調べれば載っていますから、この考えがあるかどうかお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町民アンケートは、民意を把握する上で有効な手段の一つであり、合葬墓の設置に関してもそのニーズを知るためには有効であると認識しておりますので、必要の声が高まった際にアンケートの内容や調査の必要性について検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>平野議員。</p> <p>時期の見定めが大事だと思いますので、ひとつ町長にも特段のご配慮を賜りたいと思います。</p> <p>それでは、2点目に入らせていただきます。</p> <p>今、新聞紙上をにぎわせております町の障害者雇用の実態についてお伺いいたします。</p> <p>障害者雇用促進法は、障害者が労働者の1人として能力を發揮できる機会を確保することを理念に掲げ、実効性を確保するため、雇用率を定めております。国や自治体の法定雇用率は2.5%、改正前は2.3%であります。民間企業は2.2%、改正前は2%であります。ことし4月に2.5、2.2に引き上げられました。対象企業も50人以上から45.5人に拡大され、国は法定雇用率を民間より高く設定してあります。</p> <p>質問ですが、おいらせ町における障害者の実態について、障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている人は何人おられるのかお伺いいたします。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に規定する医師の診断書、意見書をもとに県が交付するもので、当町では平成30年7月末現在、合計で848人の方が所持しております。</p> <p>級別の内訳は、障害の程度が重いほうから1級、351人、2級、114人、3級、101人、4級、168人、5級、51人、6級、63人となっており、障害別の内訳は肢体不自由、481人、心臓機能、腎臓機能などの内部障害が266人、聴覚、平衡機能障害、55人、視覚障害、40人、音声、言語等の障害、6人となっております。</p> <p>次、精神障害者保健福祉手帳ですが、医師の診断書や障害年金証書等により県が交付するもので、合計で235人の方が所持しており、内訳は、障害の程度が重いほうから1級、88人、2級、118人、3級、29人となっております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>平野議員。</p> <p>今聞いて相当の数があるなということで確認をしました。</p> <p>同じく質問になりますけれども、知的障害者のほうは何人になりますか。(「余計なこと、しゃべらなくてもいいよ」の声あり)</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>西館議長</p>	<p>町長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>知的障害者については、青森県で愛護手帳と言われるものになりますが、心理学判定や医学的判定等により県が交付するもので、当町では、平成30年7月末現在、合計で250人の方が所持しております。内訳は、Aと言われる重度の区分が92人、Bと言われる中度・軽度の区分が158人となっております。</p> <p>以上です。</p> <p>平野議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>私は、こういうふうな方が町内にいるというふうなまず数の確認をしておいて、質問の3番目に入らせていただきますけれども、町が合併されてから職員採用が続いてきているわけですけれども、この障害者の採用の件数とそれから年度別に雇用率が何%になってあったのか、これをお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>合併時からの町職員の障害者雇用者の状況は、平成19年度から平成22年度までは障害者雇用数の基準を満たしていましたが、平成23年度以降は正職員の障害者が退職した影響もあり、平成30年までの平均値として雇用義務者数5人に対して雇用実績は2.4人、障害者雇用率は1.01%になっており、基準を達成できていない状況が続いています。</p> <p>平成30年度の状況を詳しく申し上げますと、4月1日から障害者雇用率が引き上げられ、経過措置により2.5%になっていることから、当町の雇用義務数は5人から6人に増加しております。</p> <p>一方で、6月1日現在の雇用実績は期限つき臨時職員の2名にとどまっております。ただし、この2名は、重度身体障害者であるため、障害者雇用数としては2倍の4名と計算され、障害者雇用率は1.6%になっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>平野議員。</p> <p>町だけでなく、これ新聞見てもいっぱい出てますけれども、国自体がこの法的な部分のルールを守っていないと。自治法新聞で私、切り抜いてみて、これじゃ本当にもう自治体にいろんなことを言っても、まず指導する上部機関が話にならないなという思いがあります。</p> <p>それはそれとしても、これはちゃんとそういうふうな法律で定められている部分ですから、私たちもその町で職員が担当部署を</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>異動する、かわる、それによっていろんなそのときは知っている職員がいても、気にしない職員が配置がえなったりなんかすることによってこういうふうな経過になったんじゃないかなど私は感じるわけですが、町の職員採用募集要項を作成する際に法律で定められている障害者雇用が、本年は5%になっていますけども、従来1.01%しかないというのであれば、やはり募集要項の中にこういうふうな項目を入れてちゃんと募集すべき部分じゃないかと思うんですけども、ことしも職員採用の町の広報なんか見てもこの項目はないわけで、いつからこれがなくなったのか、それとも職員採用を所管する課のほうで全然気がつかなかったのか、担当課のほうの助言もなかったのか、この辺についてもう一回確認したいと思います。</p> <p>総務課長。</p> <p>ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>まず、障害者雇用の経緯につきましては、はっきり申し上げまして、最初、平成19年度に臨時職員という形で障害者募集を行ったところからスタートしております。正職員の障害者募集を開始したのは平成23年度からになっております。それから、もう一つあるのが、28年度から障害者枠というものを別に設けることを検討いたしまして、29年度にその障害者枠というものを庁議で決定し、定員適正化計画の見直しも決定して現在に至っております。</p> <p>確かに議員おっしゃるとおり、募集要項に関しては、障害者自体を募集いたしますというのが書かれてありますけれども、パーセンテージまではこちらのほうでは記入はしておりません。ですから、その辺の背景もございますのでちょっとこちらのほうに関しては、今後の募集要項の中の検討課題の一つにさせていただきたいと思います。</p> <p>以上になります。</p> <p>ただ、一言つけ加えさせていただければ、役場といたしましては、障害者自体を募集しないというつもりではございません。ぜひ今年度も数名募集しておりますので、できることなら、試験というものがございますが、ぜひいい成績をとっていただければ募</p>
-----------	-------------------------------------	---



<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>集したいなと思っております。</p> <p>以上になります。</p> <p>平野議員。</p> <p>今の答弁はちょっと障害者に対しても失礼だと思いますよ。ちゃんと国で法律で定めてちゃんとその枠を定めているわけですから、国も自治体も雇用率をこういう形で確保しなさいと。成績が優秀でねば、障害者は採用されないというふうな答弁であれば、これは間違っていると思いますよ、私は。</p> <p>今、人数を聞いてみれば、1,000人以上もこういうふうに該当する人がいるわけですよ。本来ですと、一緒にこの職場で働ける人が相当数いるかもわかりませんよ。機会を与えないというふうなのが私は自治体としての責任放棄じゃないですか。ちゃんとそういうふうなものは法にのっとった形でちゃんとやるべきですよ、そこのところをもう一回確認したいと思います。</p> <p>それと、この結果、決算報告書の、例えばきょう、この前、渡してある成果、成果の中にもちゃんと公表して出せばいいんでないですか、法的に決まっているわけですから。この障害者雇用については、現在、こういうふうなパーセンテージで雇用率を確保してますとか、そういうふうな形でやっていくことが私は障害者に対しても、なるほど自分たちも次、例えば中学校、高校でも職員になれるんだという夢を持つわけですから、やっぱりそういうふうな考え方がないんですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>先ほどのお答えで誤解を与えているような答弁がございましたら、大変失礼なことを申し上げたと反省をしております。</p> <p>確かに取り組みとして当障害者の別枠での採用ということに関してみれば、非常に最近の話であって、取り扱いが遅いのではないかとお叱りを受けてもいたし方ない、こちらが反省するべきではないかなと感じております。</p> <p>今後、私どものほうとしてみれば、障害者のところに関して隔たりなく対応はしていきたいとは思っております。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長  6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>あと、決算の成果のほうに関してみれば、障害者雇用の雇用率及び何に対して何人不足していますとか、何人達成していますというほうがわかりやすいかと思えますけれども、そのようなことに関してみれば、載せていくという方向性としてみれば別段問題がございませんので、今後、そういう形で取り扱っていきたいという形で内部のほうでも検討させていただきたいと思えます。</p> <p>以上になります。</p> <p>平野議員。</p> <p>そういうふうな意味で前向きに検討し、改善していくというふうなことであれば、私は一歩前進したなというふうな感じがしております。</p> <p>4 点目のこの募集要項を作成する部分についても、そういうふうな意識があるというふうなことであれば、私はよしとします。</p> <p>続いて、3 点目の質問に入らせていただきます。</p> <p>第 2 次おいらせ町総合計画基本構想の策定についてお伺いいたします。</p> <p>まちづくりの基本となる第 2 次町総合計画策定が昨年度から今年度にかけて進められております。10 年間の方向づけをする大事な計画であり、町全体と地区別計画も作成するとあります。</p> <p>質問ですが、地区別住民懇談会開催の出席者数についての状況を男女別、年齢別、地区ごとにお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>第 2 次総合計画の策定に当たり、町民との協働による計画づくりとまちづくりを進めるため、本年 1 月から 7 月までの間に中学校区ごとに各 3 回の住民懇談会を開催いたしました。</p> <p>地区ごとの出席者数と男女別の数であります。3 回分の合計として、百石中学校区が男性 35 人、女性 12 人の合計 47 人。下田中学校区が男性 30 人、女性 4 人の合計 34 人。木ノ下中学校区が男性 52 人、女性 12 人の合計 64 人となっております。</p> <p>なお、年齢については、参加受付時に確認しておりませんでし</p>

質疑	西館議長  6番 (平野敏彦君)	たので把握してありません。  以上で答弁とします。  平野議員。  中学校区ごとに3カ所に分けて説明をされているわけであり ますけれども、学区ごとの地区内の人口のこれでいったら何%に なっていますか。百石中学校学区で47人、木ノ下中学校学区で 64人、いや、本当にパーセントが出てくるのかなと思うんです けれども、割ってみれば何%になります。
答弁	西館議長  企画財政課長 (成田光寿君)	企画財政課長。  お答えいたします。 大変申しわけありませんが、地区別の人口等、今、データを持 ってきておりませんので、参加者の割合のほうも出せない状況で あります。済みません。
質疑	西館議長  6番 (平野敏彦君)	平野議員。  地区別の人口がよく把握されていないということであれば、や むを得ません。  次の質問に入らせていただきますけれども、この基本構想の中 に地区別計画も策定とあるわけで、地区別というのは、この学校 ごとの地区別なのか、各町内の地区別なのか、またその地区別 の中でかかわる現在の町内会の組織とはどういうふうなかかわり になっていくのか、これについてお伺いいたします。
答弁	西館議長  町長 (成田 隆君)	町長。  お答えします。 地区別計画ではありますが、各地域の現状や方向性を明らかに し、住民と行政が地域の現状認識を共有した上で、それぞれの地 域の特性や考え方を尊重したまちづくり、さらには協働のまちづ くりを進めるために策定するものであります。

		<p>地区別計画の具体的な内容につきましては、地域の概況から始まりこれまでの人口の推移と将来推計、地域の主な施設、地域住民の意向、最後に地域の課題と地域としての方向性や取り組みをまとめており、住民懇談会で出された意見や提案を反映しております。</p> <p>また、町内会とのかかわりにつきましては、地区別計画に掲げた各地域における個人で解決できない課題について、町内会などの地域組織で助け合って解決する共助の取り組みとして進めていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>企画財政課長。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>補足してお答えいたします。</p> <p>地区別構想の策定単位ですが、小学校区別として想定しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>平野議員。</p> <p>地区別というのは小学校区ごとということになりますと、町内会というのは、この小学校区の中に、甲洋小学校ですと、二川目、一川目、深沢、3町内会があるわけですが、そうすると、全体的な地区別の何をもって計画を立てるのか、中身的なこれというメニューがありますか。</p> <p>私は、さっき質問してびっくりしたんですけども、参加者がまず少ない中で、さっき町長が言った地区計画にこれを取り込んでいくということであれば、何%もない町民の声をこの計画に反映させるのか、声なき声の部分というのはまるっきり生かされないのかなというふうな思いがしますよ。例えば甲洋小学区、百石小学区、下田小学区、地区別ではこれならこれが目玉になりますよという構想がありますか。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>企画財政課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、地区別構想の位置づけであります。地区ごとに人口の推移であったり、それから、地域が抱える課題等々が異なるものがありますので、それを地区ごとに分けて将来の方向性等をまとめていくというものであります。</p> <p>実際、地区懇談会におきましても、中学校区ごとに分けて、さらにはその中学校区ごとの中でも小学校区が2つある場合は、その2つの班に分かれてグループディスカッションするなり、そういう形で議論を進めてまとめ上げているものであります。</p> <p>目玉のところにつきましても、具体的にこの施策をその地区ごとにやるというところまで限定的なものは載せてございません。地区懇談会で出ました課題であったり、それを解決するためには、こういう方向性があるのではないか、そういった問いかけのような、問題提起のような形でまとめることとしてございます。</p> <p>それから、地区懇談会、3回行いましたが、その中で全てを地区別構想をまとめあげることとはしてございません。例えば都市計画マスタープランを策定する過程におきまして、地区懇談会等を行っていますので、その中で意見をこれらに踏まえたり、それから今後、地区別構想案ができ上がりましたら住民説明会、それからパブリックコメント等々を行いながらご意見等を賜りたいと考えてございます。</p> <p>確かにパーセンテージが非常に少ないですので、平野議員ご指摘の部分は、確かに当課としても問題認識として捉えている状況でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長  6番 (平野敏彦君)</p>	<p>平野議員。</p> <p>私は地区別というふうなのであれば、例えば甲洋小学区であれば、今の震災があった後のいろんな意味で被害地域から移転をしたいという希望もあるわけで、その中でそのライフラインの整備もびしっとすることによって、例えば甲洋小学区の周辺にはうちを建てたくても建てられない状況のところがあります。やはりこういうふうな将来のまちづくりを進めるのであったら、そういう条件を取っ払って甲洋小学校の近くに人口が集中するような目玉としますよとか、そういうふうなものがあるって、私は地域の人</p>

		<p>もなるほどそれに向かってみんな協力しましょうとか、そういうふうなのが出てくると思うんですけども、ここひとつ課長、いろんな意味で、文章的な部分でなくて、もうこの部分では町が力点かけてやる目玉ですよというふうなもの、これから検討してやっていただけたらいかがでしょうか、これは私の提言です。</p> <p>それから、3点目に入ります。各種団体が町内にあるわけで、農業団体、漁業団体、それから商工業団体、青年団体、文化団体、スポーツ団体、いっぱいあるわけですけれども、前にこれらの団体のヒアリングをたしかしてあるはずですけれども、これらの部分、町内会等の要望、そういうふうなのいっぱい出ていると思います。この課題がどういうふうに解決されているのか。今回はこういうふうなのはなしになるのか、この1点、お聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>第2次総合計画の策定に当たり、まちづくりにおけるさまざまな場面で活動を行い各施策にも密接に関係している産業、民生、福祉、教育など各分野の公共的団体を対象に、昨年11月に18団体から意見聴取を行いました。意見聴取の方法につきましては、各団体の代表者や事務局員などと面談を行い、団体の現状と課題や今後のまちづくりに対する意見や提案をお聞きしました。</p> <p>この意見聴取で各団体から出されたご意見は、計画策定の基礎資料として活用、反映させることとしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>補足してお答えいたします。</p> <p>平野議員おっしゃるとおり、確かに団体ヒアリング等を行っております。さまざまなヒアリングの場で各団体のさまざまな町に対するご意見、ご要望等も出ております。</p> <p>ただ、今回ヒアリングのほうは、あくまでも総合計画を策定するに当たってまちづくりに対する意見、提案ということでありま</p>

		<p>すので、個別具体的にこの施策を町で取り上げて企画にのせるとか、そういったものではございません。先ほど町長の答弁でもありましたとおり、計画策定の基礎資料として活用、反映させていきたいと思っております。</p> <p>なお、今後、個別施策の検討につきましては、補佐級を主としました策定部会の中でも協議していくこととなりますので、団体ヒアリングで出た意見等もそちらのほうへフィードバックしてできるだけ反映するように考えていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>西館議長</p> <p>平野議員。</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> <p>次の実施計画の策定については、ぜひ、ただ基礎的資料で終わるんじゃなくて、生かすべきは生かしていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、4点目に入らせていただきます。</p> <p>今、長期計画、第3次が町が進めておりますけれども、町ではこの第3次食育推進計画や第7期介護保険計画、それから高齢者福祉計画、それからこっちにあるさまざまな各課の持っている長期の計画があるわけですけれども、この長期の計画と庁内各課にある関係する部分というのは、どういうふうに整合性を保っていくんですか、これについてお伺いします。</p> <p>西館議長</p> <p>町長。</p>
<p>質疑</p> <p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>議員ご承知のとおり、総合計画は町の各種計画の最上位に位置づけられております。行政運営においては、各分野で個別の行政計画の策定が必要でありますので、これらの個別の行政計画は総合計画の内容を踏まえて策定することとなります。</p> <p>この個別の行政計画は、法令上の位置づけや計画の性格、機関などはさまざまありますが、対象とする行政分野における目指すべき方向性や施策を示すものであることから、総合計画を各分野で補完し、具体化していくものとして位置づけております。総合計画の内容との整合性を確保しております。そのため、それぞ</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>れの個別行政計画を着実に実行することにより、総合計画が推進されることとなります。</p> <p>以上で答弁いたします。</p> <p>平野議員。</p> <p>町長の答弁はそのとおりだと思いますけれども、総合計画が作成される前の5カ年計画とか、そういうものが庁内各課にあるわけですよ、つくっているわけですよ。来年から今度は総合計画が柱ができる。ずれが生じるような気がしますけれども、これはもうつくってしまっているから、みんな次の機会には上位計画にある総合計画を基本として見直しをしていくということで理解をしたいと思います。</p> <p>それでは、5点目の質問に入らせていただきます。</p> <p>先般、私たちに配付した基本構想素案の新旧対照表にある第1次基本構想の成果と評価、これは全然対比だけでどういうふうに評価されているのかなど、成果も上がっているのかどうか、ちょっと説明がなかったものですからお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>西館議長</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>さきの議員全員協議会でご説明した第2次おいらせ町総合計画基本構想素案の新旧対照表に関するご質問と受け取りましたが、総合計画の体系上、基本構想は基本理念や将来像、基本方針などを定めたものであり、その実現のために基本施策が設定されております。</p> <p>このことから、第1次総合計画の基本構想そのものの直接的な評価は行っておりませんが、基本計画に掲げたまちづくりの基本方針と施策ごとの主な取り組み事業や達成指標を評価しております。</p> <p>以上です。</p> <p>企画財政課長</p>



答弁	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>補足してお答えいたします。</p> <p>評価の部分でございます。先ほど町長も答弁いたしましたが、基本構想の下に基本計画、こちらのほうは47の施策がありまして、またその下に140ぐらいの個別事業がございます。こちらのほうの評価につきましては、毎年度、各課のほうに照会をしてそれを進捗、それから達成状況等を当課のほうでまとめてございます。</p> <p>直近の数字であります、達成割合64.8ということで65%ぐらい達成している状況であります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長  6番 (平野敏彦君)	<p>平野議員。</p> <p>この評価、それから達成率、これは職員が評価しているんですか。各課ごとで職員が評価したものを町長に報告しているというふうなことになりますか、もう一回、ちょっと確認します。</p>
答弁	西館議長  企画財政課長 (成田光寿君)	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>毎年度の評価の段階では、各課から取りまとめたものを当課で取りまとめているという、内部評価で終わっているところでございます。</p> <p>ただ、今回は第1次から第2次への見直しということで、第1次計画全体の見直し作業という観点からも総合計画審議会、外部審議会を設けてございますので、そちらのほうからもご意見等をいただくこととしてございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長  6番 (平野敏彦君)	<p>平野議員。</p> <p>職員の内部での評価も私は必要だと思いますし、自分たちの仕事をして達成率がどうなったのかというふうな反省材料も必要ですし、ただ、その計画審議会とか、そういうふうな部分に実施計画、さっき話した140項目の評価をやっても私は大変だと</p>

		<p>思いますよ。もっと個々の抜粋した形での評価をしていただくという方法も一つの手法でいいんじゃないかなと思いますけど、計画の素案の中で私、ちょっと町の将来像として果たしていいかなというのがタイトルとして10年後の町の将来像を定めるというふうなことで、少子高齢化が進行している中で、「子供伸び伸び、大人生き生き、ともに作るおいらせ町」とありますけども、子供伸び伸びって子供が全然ふえていない中で、私のうちの周りに小学校に行っている子供は声聞くことはないんですよ。そういうふうな実態の中で子供伸び伸びって、地域にいれば子供が伸び伸びなんだけども、ほとんど見受けられていないような状態ですよ。もっと事実環境を確認して、町全体であつたら子供伸び伸びよりももっと子供をふやす方法とか、そういうふうなのがタイトルとして必要じゃないですか。私、ちょっとここ、気になっていきますので、これはこれからつくる際の一つの参考にしていただければと思います。</p> <p>それでは、最後の4点目に入らせていただきます。</p> <p>学校給食センターの運営について質問いたします。</p> <p>本年5月開所されたセンターの運営について質問しますけれども、小中学校のアレルギーの対象人員とアレルギー対応給食献立による給食効果がどのように出ているかお伺いいたします。</p> <p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>新学校給食センターでは、アレルギー対応として卵と乳を対象とし、それらの除去を希望する児童生徒に対して、専用の部屋において調理を行っております。</p> <p>その対象人数は小学校4名、中学校1名の合計5名となっております。</p> <p>この除去食対応を実施する効果としては、アレルギーとなる食材を取り除くことから誤食を防ぐことができる、あるいは他の児童生徒と同様の給食を食べることができるということが挙げられます。</p> <p>いずれにしても、引き続きアレルギー対応については、万全の体制で臨み、万が一の事故などが発生しないよう調理事業者や学</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	

質疑	西館議長  6番 (平野敏彦君)	校側との連携を密にし、取り組んでまいります。  以上で答弁を終わります。  平野議員。  アレルギーの対象人員が、小学校4人、中学校1名というふうなことで、私、本当に少ないなという思いをしたわけですが、これは父兄からの申告によるものでしょうか。うちの知っている子供もパンが、麦がだめだとか、それから牛乳はだめだとか、卵はだめだとかというような、子供でそういうふうな症状があって、小学校だったらこれだけの人数だったら相当の数があるんじゃないかというふうなことで予測したんですけれども、思った以上に少ないのについては、あれっという気がしましたけれども、父兄がうちの子供がこういうふうな症状、何か証明か何かあるんですか。
答弁	西館議長  学務課長 (柏崎和紀君)	学務課長。  それでは、お答えいたします。  まず先ほどの5名というのは、卵と乳を実際に取り除いて調理している方が5名であります。実際にはこちらで保護者等から把握しているのは32名、例えば献立が欲しい、アレルギー対応の献立が欲しい、あとは牛乳そのものが飲めないのかえてほしいといった方が6名ほどおりますけれども、全部で32名に対応しております。
質疑	西館議長  6番 (平野敏彦君)  西館議長	平野議員。  はい、わかりました。  そうだと、よく理解できます。  それから、2点目、給食の食べ残しが本当に多いなという声を聞きます。各学校の食物残渣量の実態、改善策、これについて伺います。  教育長。

<p>答弁</p>	<p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>新しい給食センターでは、温かいおかずとおいしい御飯を提供しており、児童生徒がおいしいとの声を頂戴しております。</p> <p>一方では、好き嫌いが原因で食べ残しをする児童生徒もいるという状況であります。</p> <p>議員ご質問の残渣量については、御飯の1学期の食べ残し量としてお答えすると、小学校では1人当たり約18グラム、中学校で約16グラムとなっております。</p> <p>なお、昨年度との比較は単独調理校では御飯持参であったため比較は難しい状況であります。</p> <p>これら残食への対応としては、栄養士が学校へ訪問し、食育指導を実施したり、あるいは学校側でも給食に対する指導を行っているところであります。これらの指導を通じて残食量の改善につなげていくよう、今後とも取り組みを強化してまいります。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長  6番 (平野敏彦君)</p>	<p>平野議員。</p> <p>今、御飯のほう、出ていますけれども、副食でも同じことが私は言えると思いますので、これらについても調査をきちっとして、改善できる部分は改善をしていただきたいと思います。</p> <p>最後になりますけれども、3点目、見学コースがセンターには設置されました。これまでの人数と団体数、何団体が見学したのかお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>これまでの見学者と、木ノ下小学校1学年110名、古間木山老人クラブ34名、計2団体の144名が利用して、今後も2団体、47名が見学する予定が入っております。</p> <p>なお、町内の保育園、幼稚園の施設見学の案内通知も行っており、小学校の入学前に合わせて見学に来たいとの問い合わせもいただいております。今後も見学者がふえることを期待しております。</p>

質疑	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>す。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>平野議員。</p> <p>思ったよりこの見学者が少ないなというふうな、結局学校とか、団体が主体になって、町民の関心がいま一つかなという思いがあります。ちょっとPRをして町民の理解を得るような方法をとっていただくよう要望して、私の一般質問を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで、6番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで暫時休憩します。2時45分までということでお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時28分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時45分)</p> <p>日程第2、報告第6号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>本件は、自動車事故に係る損害賠償の額の決定について報告する件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>分庁サービス課長。</p> <p>報告第6号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページから3ページをごらんください。</p> <p>本件は、損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により、去る7月25日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、本年6月19日午前、公用車法定12カ月点検の際、おいらせ町が借り受けた代車を所要のため、下田公園駐車場に駐車した際に、サイドブレーキをかけ忘れたため、傾斜により自然走行してしまい、右側前方に駐車していたおいらせ町在住者の車両に接触し、車両右側側面を破損させたもの</p>
当局の説明	<p>分庁サービス課長 (松林政彦君)</p>	<p>報告第6号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページから3ページをごらんください。</p> <p>本件は、損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により、去る7月25日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、本年6月19日午前、公用車法定12カ月点検の際、おいらせ町が借り受けた代車を所要のため、下田公園駐車場に駐車した際に、サイドブレーキをかけ忘れたため、傾斜により自然走行してしまい、右側前方に駐車していたおいらせ町在住者の車両に接触し、車両右側側面を破損させたもの</p>

質疑	<p>西館議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>であります。</p> <p>損害賠償額はサイドミラー及びボディー等の修理代金19万6,140円で示談が成立しております。</p> <p>以上であります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野議員。</p> <p>6番、平野です。</p> <p>代車で事故ということですがけれども、この職員そのものはこの町の公用車を運転する際に、自分が乗っている車は別として、非常に操作する際になじまないところが多いんじゃないですか。本来は、運転手がついているとこういうふうなことはないと思うんですがけれども、この事例は多分、女性じゃないかと私は思うんですがでもね、ノークラであれば、絶対こういうふうなことないんじゃないかなと。Pレンジにしておけば。だから、代車で来たものがどういうふうな車だったからよくわかりませんが、これらについては指示とか、そういうふうなのないんですか。この車はノークラと違うよとか、そういうふうな、ただ代車で来たからこれに乗っていいというふうなことで職員に乗せているんですか。この辺、どういうふうな形で指示をしているか確認したいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>分庁サービス課長 (松林政彦君)</p> <p>西館議長</p>	<p>分庁サービス課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>いつも使っている車の代車ということで、その代車が常にその職員が常時使っている車でしたのでそのまま代車ということでまず乗ったり、それでパトロールなりしてくださいということで話はしております。運転した結果、事故を起してしまったと。ちなみに車種は軽トラで、男性職員です。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p>

<p>質疑</p>	<p>8番 (馬場正治君)</p>	<p>8番、馬場正治議員。</p> <p>8番、馬場です。 通常修理工場あるいは自動車整備関連会社から代車を借りる場合は、その代車に借りた人が被保険者になれるような任意保険がついたものを貸すのが一般的ですけれども、今回の代車は無保険だったのを確認したんでしょうか、お聞きしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  分庁サービス課長 (松林政彦君)</p>	<p>分庁サービス課長。  その件につきましては、保険等については確認はいたしておりません。 事故があってから会社の確認をしたら、下取りしての保険等、全部新しい車のほうに書きかえて、結局その軽トラが無保険だったということの説明を受けまして、軽トラの修理代についてはそちらの会社で全部持ちますということで、そういう話で決着しておりました。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長  8番 (馬場正治君)</p>	<p>8番、馬場正治議員。  そうすると、代車という工場が所有している代車ではなくて、運転した職員がそれまで乗っていて買いかえて次の車が使えるようになるまで乗ったということですか。保険のほうは、新しい車のほうに移してあって、保険が無保険になっていたということですが、説明がよくわからないんですけれども。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  分庁サービス課長 (松林政彦君)</p>	<p>分庁サービス課長。  車屋さんから来た代車ですので、うちのほうも当然、保険等は掛かっていると思って代車として使っていたんですけど、よくよく聞いたら、事故あってから聞いたら、結局その方がそれを下取りに出して新しい車のほうに結局その保険等に移しかえて、結局、その軽トラは無保険になったということで、その代車が来たということです。</p>

質疑	西館議長 8番 (馬場正治君)	<p>以上です。</p> <p>8番、馬場正治議員。</p> <p>ようやく理解しました。第三者が車を買うときに下取りに入れた、車屋に。で、新車が来て自分の保険はそっちの新車に移したために、車屋さんが下取りにとった軽トラには保険がなくなった。ないのを知りつつ代車に町へ使ってくださいと出したと。ちょっと最近では考えられないようなやり方だと思いますが、今後は業者から代車を借りる場合は、ちゃんと保険がついていることを確認して借りなければ同じようなことが再発する可能性があるので、気をつけていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
答弁	西館議長  副町長 (小向仁生君)	<p>副町長、何か補足。</p> <p>馬場議員にお知らせというか、今後の見通しですね、それをお話ししたいと思います。</p> <p>今まで代車を役場で借りるということは例がなかったわけで、本来、そこに1日2日というふうな車検に出すとか、点検ですとかということであれば、その部分は事務事業をずらして行っていたというふうな状況であります。</p> <p>たまたま今回そういうふうなことで代車が手に入るというふうなことで、事業も迫っていたもんですから借りた、その結果がこういうふうな状況になりました。</p> <p>そのことを踏まえて、従来どおり車検とか点検等というのは、あらかじめわかっているわけですから、その部分は事務事業をずらすとか、もしくは別な公用車を使うとかというふうな、そういうふうな措置をしていくということで職員のほうには徹底させたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 (議員席)  西館議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第6号を終わります。</p>



当局の説明	西館議長	<p>日程第3、報告第7号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>本件は、自動車破損に係る損害賠償の額の決定について報告する件です。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (泉山裕一君)	<p>それでは、報告第7号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の4ページから6ページをごらんください。</p> <p>本件は、損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分ができる軽易な事項の指定について第1号の規定により、去る8月10日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、本年7月22日午後、おいらせ町一川目1丁目地内の町道において、町が管理するグレーチング上を八戸市在住者の車が走行したところ、グレーチングが浮き上がりプロペラシャフト及び下回り接合部分が破損したものであります。</p> <p>損害賠償額はプロペラシャフト及び下回り接合部分の修理代、レッカー代、レンタカー代、合わせて19万5,858円で示談が設立しております。</p> <p>なお、損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険により補填されているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>質疑を受けます。質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第7号を終わります。</p>
西館議長	<p>日程第4、報告第8号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>本件は、自動車破損に係る損害賠償の額の決定について報告する件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。総務課長。</p> <p>それでは、報告第8号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の7ページから9ページをごらんください。</p> <p>本件は、損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分ができる軽易な事項の指定について第1号の規定により、去る8月21日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、本年5月24日午後、おいらせ町二川目3丁目地内の町道において、町が管理する道路に生じた穴においらせ町在住者の車が落ち、右前タイヤ及びフロントバンパー等が破損したものであります。</p> <p>損害賠償額はタイヤ及びフロントバンパー等の修理代金7万4,606円で示談が成立しております。</p> <p>なお、損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険により補填されているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>質疑を受けます。質疑ありませんか。</p> <p>7番、<b>檜山 忠</b>議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>7番 (<b>檜山 忠</b>君)</p>	<p>7番、<b>檜山</b>です。</p> <p>前の7号と8号と町道のこれは結局は不備によって生じた事故であろうと思いますけれども、こういうふうなのが今まで出てきたことがないような気がするんですね。あってもこういうふうに立て続けに2件とかというのは、ちょっと聞きたいんですけども、町道の管理、どういうふうな管理の仕方をしているのか、ちょっと教えていただけますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 地域整備課長</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>ご質問にお答えいたします。</p>

	<p>(澤口 誠君)</p>	<p>昨年度は1件、こういうような形での道路での自動車破損の損害賠償の報告ということでありましたが、今回の1件の一川目につきましては、一川目のちょうど一の川の1本、南側の浜手に入る町道であります。家が1軒ありまして、そこをたまたま今回事故に遭った方については、老朽化してグレーチングの受けが若干破損している部分、あとグレーチングがゆがんでいたということで第7号については事故になったということで、現場、私たちが確認して乗用車で曲がった際には浮き上がるということはちょっとなかったんですけども、それと、あわせて住民の方が通常利用している状況の中でもそういった情報がちょっとなかったということで今回、こういうような結果になったと思っております。</p> <p>それと、第8号につきましては、二川目地区の屯所のところから浜手に下がる道路、こちらについては家屋等が現在、ないという状況で、数年前、もう3年以上前になるかと思うんですけども、1回、砂利敷いてほしいということで砂利補充したということはあるんですが、通年、利用されないで草というか、余り利用されていない状況である道路のため、うちのほうでもパトロールとか、そういった部分でちょっと見落としていたということで、穴にはちょっと気づかなかったということにより事故が起こったものと考えております。</p> <p>通常の道路の部分の管理につきましては、職員の管理のためのパトロール、それと他の現場確認のためのパトロールということで動いております。それで状況がわかった際には穴埋め、またすぐには対応できない際にはバリケードを置くなり、コーンを置くなりということで交通時に支障があるということがわかるような形でしておりますが、全ての道路、今回みたいに利用状況が余り利用されていない道とか、そういった部分については、全て把握するのは難しい状況でありますので、町民の方からの苦情とか、あとはこういう情報とかということをそちらのほうも重要視しながら対応しているというのが現在の状況であります。</p> <p>以上になります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>7番、檜山 忠議員。</p>

質疑	7番 (檜山 忠君)	<p>わかりました。特に春先になると、あちこちに穴があいたりなんかしていることが間々ありますので、私は、地区の人たちが一番よくわかっていると思うんで、町内会長さんとか含めてその方々にも協力を仰いで、何かあったら教えてくださいという連絡体制を整えておくべきじゃないかなと、そういうふうに思いますが、いかがですか。</p>
答弁	西館議長  地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>地域整備課長。</p> <p>ご質問にお答えいたします。 議員がおっしゃるように、春先ということで冬季の凍結やあとは雪解け等によって穴ぼこになった部分、また台風時期であれば、大雨が降った後ということで、時期時期については町のほうでもグレーダーかけるためにパトロールをしながら道路補修を行っているという状況であります。</p> <p>それとあわせて、時期によりまして町内会長さんのほうもそういった状況を自分たちで町内会の人たちから声かけてもらった部分については、現在も情報ということではいろいろ来てもらってお話はお伺いしているところであります。</p> <p>今後につきましても、現在やっているのを維持しながら、町内会からの情報等も提供していただきながら管理のほうに努めていきたいというふうに考えております。</p>
日程終了の告知	西館議長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第8号を終わります。</p>
次回日程の報告	西館議長	<p>これで、本日の日程は全て終了いたしました。 以上で本日の会議を閉じます。</p> <p>あした5日は午前10時から本会議を開き、引き続き議案審議を行います。</p>

散会宣言	西館議長    事務局長 (小向正志君)	<p>本日はこれで散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(散会時刻 午後3時02分)</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。</p>
------	-------------------------------------	---